

三菱合資会社香港支店の事業展開

畠山, 秀樹
追手門学院大学

<https://doi.org/10.15017/26284>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 28, pp.81-122, 2013-03-22. 九州大学附属図書館付
設記録資料館産業経済資料部門
バージョン：
権利関係：

【論説】三菱合資会社香港支店の事業展開

畠 山 秀 樹

- I. はじめに
- II. 使用史料について
- III. 三菱香港支店の開設と整備過程
 1. 香港支店の開設
 2. 香港支店の整備過程
- IV. 三菱香港支店の売炭事業
 1. 香港石炭市場概観
 2. 香港支店の石炭販売
- V. 三菱香港支店の経営収支
 1. 貸借対照表
 2. 営業勘定表、損益勘定表
- VI. おわりに

I. はじめに

三菱合資会社は、一九〇六年四月本社直轄の香港・上海両支店を開設し、同時にそれまで三菱門司支店所属であった漢口出張所を三菱合資本社直轄としたのである。これによって、三菱は東アジア海外直轄三支店体制を一挙に築いたのであるが、それは長期的視点から東アジア営業網の戦略的再編成を意図したものと捉えることができる。

私は、これまで三菱の漢口、上海の両支店について検討を加えてきたので、小論では続稿として香港支店を取り上げることとした。もともと、三菱傘下の各支店は、三菱の生産する石炭や銅を販売するために開設されたものである。しかしながら、各支店はそれぞれの歴史や立地条件によって特別な役割を担っている場合が多く見受けられた。したがって、まず第一に香港支店の事業内容を具体的に明らかにすることが課題となる。以上の作業によって、三菱合資の東アジア海外直轄三支店についても比較することが可能となろう。

ところで、周知のように香港は当該期において世界屈指の国際貿易港であり、また中国大陸沿岸を結ぶ海運の枢要の位置を占めていた。したがって、香港における石炭需要も上海とならぶ大市場を形成していた。小論では、石炭を塊炭、粉炭、切込炭という形状を基本とする炭種別に「香港石炭市場を整理して、三菱香港支店の売炭活動を具体的に分析することが第二の課題となる。この作業によって、香港における石炭需要の変化もより明瞭となろう。

第三の課題は、香港支店の経営収支を「決算勘定書」を利用して分析することである。香港支店は、漢口・上海の両支店が雑貨取引に進出したのに対して、石炭販売以外に手を広げなかったのであるが、これが香港支店の決算にどのような影響をもたらしたのかをみることにしたい。

小論では、叙述の対象とする時期は原則として香港支店の開設から決算勘定書の利用可能な明治末までとしている。香港支店についての史料は、管見の限りではあるが、断片的に僅かに残っているだけであって、上述の時期においてもなお十分な解明は困難な状況にある。しかしながら、三菱香港支店を直接に対象とした研究は見当たらないので、小論は当該領域における三菱財閥史研究の空白域を少しでも埋めることとなる。⁽¹⁾

II. 使用史料について

小論で使用する三菱合資会社の史料については、便宜上第1表に示すように、略称の形で引用する。

同表の『年報』、『月報』、および『社業統計輯覧』については、『三菱

史料館論集』第八号（二〇〇七年）、同九号（二〇〇八年）において紹介・解説が行われているので参照されたい。また、第1表については、三菱経済研究所編『三菱関係文献目録』一九七九年、および三菱総合研究所編『旧三菱合資会社及び三菱本社等関係資料目録』一九八八年、も参照されたい。

第1表 使用史料一覧表

史料名	略称
(1) 『社史附表 明治27年至同30年 各支店決算勘定書』	『支店勘定書』I
(2) 『社史附表 明治31年至同35年 各支店決算勘定書』	『支店勘定書』II
(3) 『社史附表 明治36年至同40年 各支店決算勘定書』	『支店勘定書』III
(4) 『社史附表 明治41年至同44年 各支店決算勘定書』	『支店勘定書』IV
(5) 『(年報)29 一般通知・銀行・長崎・大阪・神戸・若松・門司』	『年報(門司)』1896年度
(6) 『(年報)37 銀行・長崎・大阪・若松・門司』	『年報(門司)』1904年度
(7) 『(年報)40 銀行・長崎・大阪・若松・門司・香港・漢口』	『年報(漢口)』1907年度
(8) 三菱合資会社『月報』第1～77号、1911年6月～1917年10月	『記事月報』第1～77号
(9) 三菱合資会社『年報』大正元年度～14年度	『年報』1912～1925年度
(10) 『社誌綱本附録 社業統計輯覧』1925年	『統計輯覧』

- (注) 1. 史料(1)～(4)は、三菱合資会社資料課において、1928年5月謄写。
 2. 史料(5)～(7)については、(年報)を補った。略称欄()内は、引用した三菱の場所名を示す。(門司)は、三菱門司支店。
 3. 史料(10)は、三菱合資会社総務課の編纂。
 4. 『年報』・『月報』については、『三菱史料館論集』第8号、2007年、参照。
 5. 『社業統計輯覧』については、『三菱史料館論集』第9号、2008年、参照。
 6. 上記の史料類については、三菱経済研究所刊『三菱関係文献目録』1979年、および三菱総合研究所編『旧三菱合資会社及び三菱本社等関係資料目録(一)』1988年、参照。

第2表 三菱海外店舗・代理店関係略年表

年	事 項
1881	・3月、高島炭坑買収(4月より経営開始) ・5月、高島炭坑長崎事務所開設
1888	・12月、高島炭坑長崎事務所を三菱炭坑長崎事務所と改称(1890年12月、長崎支店と改称)
1889	・3月、新入炭坑買収 ・4月、鯉田炭坑買収 ・此年、芦屋若松出張所開設(同年12月、芦屋炭坑出張所と改称)
1890	・11月、下関三菱炭坑出張所開設(1894年1月、下関支店と改称)
1891	・11月、若松三菱炭坑出張所開設(芦屋炭坑出張所を移転)
1893	・1月、若松支店開設(若松三菱炭坑出張所を改称) ・7月、日本郵船会社に香港、上海の売炭を委託
1894	・1月、三菱社を改組して、三菱合資会社として営業開始 ・3月、トリップに上海の売炭代理店を委託(日本郵船とは解約)
1895	・10月、神戸支店設置 ・12月、門司支店開設(下関支店を移転) ・此年、ファルガソン商会に芝罘売炭を委託(1897年4月、送炭中止)
1896	・1月、三菱合資本社に売炭部設置 ・10月、三菱合資本社に鉱山部(第1次)設置 ・12月、ゼフリースに香港の売炭代理店を委託(日本郵船とは解約)
1898	・此年、東肥洋行に漢口地方売炭を委託(1900年7月石炭委託販売協定締結)
1899	・9月、三菱合資本社に営業部(第1次)設置(売炭部廃止)
1901	・8月、神戸支店、売炭自営開始
1902	・7月、門司支店漢口出張所開設
1903	・7月、唐津出張所開設(1910年10月、唐津支店と改称)
1904	・9月、門司支店漢口出張所、売炭自営開始(東肥洋行とは解約)
1906	・4月、三菱合資本社直轄上海・香港両支店開設(両支店売炭自営開始、上海・香港の売店代理店廃止)、同時に漢口出張所を三菱合資本社直轄とする ・7月、鉱山部と営業部を統合して鉱業部を設置
1907	・4月、漢口出張所、門司支店から会計独立 ・6月、上海支店、門司支店から会計独立 ・7月、上海支店南京駐在員設置
1908	・1月、梅田潔にウラジオストック代理店委託 ・4月、香港支店、門司支店から会計独立 ・7月、漢口菱華公司開設 ・10月、本社機構改革、鉱業部資本金1,500万円とする
1909	・5月、社炭元扱店一括買上制度実施 ・11月、北京出張所開設
1910	・6月、上海菱華公司開設 ・10月、漢口出張所を漢口支店と改称
1911	・1月、鉱業部を鉱山部(第2次、資本金1,200万円)と営業部(第2次、資本金300万円)に分離 ・2月、ボルネオ商会にシンガポール代理店委託

(注) 1912年5月、漢口、上海の菱華公司廃止。上海は都合により6月実際廃止。

[出典] 『三菱社誌』(19)～(22)、三菱商事(株)『三菱商事社史』資料編、1987年、『年報(門司)』1896年度、および田中完三編『立業貿易録』1958年、より作成。

Ⅲ．三菱香港支店の開設と整備過程

1. 香港支店の開設

三菱は、高島炭坑や筑豊炭田・佐賀炭田の炭坑買収に伴って、国内、海外において売炭機構の整備を進めた²が、概略については前稿においてとりまとめたのである³ので、御参照願いたい。ここでは第2表によって、香港支店の開設に関連する部分について再説することとしたい。

三菱は、一八九三年七月日本郵船会社に香港、上海の売炭を委嘱した。しかしそれは長続きせず、翌一八九四年三月上海はトリップ(H.H.Tripp)、そして一八九六年十二月香港はゼフリース(H.U.S.Jeffries)に売炭代理店を委託し、日本郵船とは解約した。

その後、一九〇二年七月三菱門司支店は漢口に同支店門司出張所を開設した³。そして一九〇四年九月同出張所は従来からの売炭委託先である東肥洋行とは解約し、売炭自営とした。同出張所は三菱合資の海外店舗の嚆矢であり、また海外店舗における売炭自営の嚆矢ともなった。

日露戦争後、三菱合資本社は東アジアへの直接進出を志向し、新規に本社直轄の香港・上海両支店を開設し、両地における売炭代理店を廃止して売炭自営とした⁴。これと同時に、門司支店漢口出張所を本社直轄に移し、三菱合資本社は東アジア海外直轄三支店体制を構築したのである。以上から明らかなように、三菱香港支店は本社における東アジア営業網再編成の一環として開設されたものである。その直接的目的は、売炭代理店に流出していた売炭利益を取り込み、販路を直接開拓しようとしたものである。しかしながら、他の海外支店においては雑貨取引に進出し⁵ており、立地条件によっては売炭事業に止まることなく、新たな事業展

開が狙いとしてあったものと思われる。

2. 香港支店の整備過程

香港支店の整備過程をまず人の体制からみておこう。第3表は、三菱香港支店主管者一覧表である。

第3表 三菱香港支店長

氏名	在任期間	備考
松木鼎三郎	1906.4～1908.4	・1908.4、上海支店長 ・1909.11、門司支店長 ・1911.8、神戸支店長 ・1913.2、本社在勤
大石廣吉	1908.4～1911.4	・1911.4、門司支店長 ・1912.3、本社営業部副長 ・1918.4、三菱商事常務取締役
澁谷米太郎	1911.4～1913.2	・1913.2、神戸支店長 ・1916.9、本社営業部金属課長 ・1919.4、三菱商事取締役 ・1919.8、同常務取締役

- (注) 1. 大石廣吉の在任期間の1911年4月は推定。前職は門司支店副長。
2. 松木鼎三郎は1900年5月門司支店副長、1903～05年神戸支店副長、その後香港代理店副長。
3. 澁谷米太郎は1909年11月門司支店副長心得、1910年12月同副長。

[出典] 『三菱社誌』(21)～(26)、三菱商事(株)刊『三菱商事社史』(資料編)1987年、34～35頁、より作成。

同表によれば、六年一〇カ月の間に三人の支店長が任命された。一人平均の在任期間は二年三カ月であった。これは、門司支店などの国内支店とほぼ同様の期間となっており、また特定の支店長が長く在任してはいないので、支店としては通常の支店長配置・ローテーションのもとで整備されていたものと考えられる。⁶⁾

三人の支店長は、順に松木鼎三郎、大石廣吉、澁谷米太郎であった。三人は、前歴として共通に門司支店副長を経験しており、門司支店が海外要員養成の一つの拠点となっていたことが知られる。なお、松木は香港代理店助役から初代香港支店長への昇任であった。上海支店においても初代支店長は上海代理店助役から昇任しており、新規海外支店開設にあたり、三菱合資本社はそれぞれの地域に精通した人物を支店長に任命したのである。

大石は、一九〇三年八月「実地修業ノ為一年間欧米滞在」⁷⁾を命じられており、もともと海外要員として人材養成された人物であった。大石は、その後一九一八年三菱商事会社設立と同月に常務取締役に、澁谷は翌十九年取締役（のち常務取締役）に就任した。なお、元上海支店長三谷一二や元漢口支店長三宅川百太郎（のち取締役会長）も取締役に就任していた。三菱商事では、次々と海外支店長経験者が役員に就任していたのである。三菱商事の創業期に、このような人材の育成が大きな支えとなっていたことが窺えよう。

ところで、前稿においてすでに指摘したように、漢口、上海、香港の三支店は、一九〇六年四月その会計勘定は三菱門司支店所屬とされた。⁸⁾その後、三支店の「会計独立」は一九〇七年四月漢口、同年六月上海、そして一九〇八年四月香港の順に進められた。⁹⁾上海・香港両支店の開設

が同時であったにもかかわらず、香港が遅れた事情について史料的には明らかではない。ただ、上海支店では従来の売炭代理人を一年間「助言役」に任命しており、香港支店ではそのような記録が残っていない。したがって、香港では「助言役」の任命がなかったものと推定されるが、あるいはこのような差が、香港支店の会計独立の遅れに繋がったのかもしれない。

では、次に香港支店の設備・制度面の整備過程をとりあげたい。

香港支店は一九〇六年六月、まず社有貯炭場の整備に着手したのであるが、『三菱社誌』（二一）はこの点について、次のように記している。¹¹⁾

「香港支店貯炭場従来借地ノモトニ当面ノ用ヲ充シ一時ヲ彌縫スルニ止リシモ、業務ノ将来ヲ顧慮シテ適當ノ地所ヲ所有シ、社有貯炭場ヲ設定スルコトニ決シ（略）九龍海岸第四拾七号地（略）譲受契約ヲ締結」

後述するように、一九〇八年度香港支店の「地所勘定明細表」には、社有貯炭場取得経費合計二八四、五〇四ドルが計上されている。¹²⁾また、香港支店は貯炭場が竣工すると、一九〇八年一月門司支店より小蒸気船を一五、二五〇ドルで譲り受けた。¹³⁾小蒸気船は、売炭自営に伴う石炭の揚げ降ろしや引渡しに不可欠であった。

ところで、香港支店自身は借家住まいであったにもかかわらず、支店開設から二カ月後には貯炭場は借地から社有に切り替えを進めたのであるが、『年報（香港）』一九〇七年度にはその狙いが次のように記されている。¹⁴⁾

「我社石炭ノ受渡ニ係ル一切ノ取扱ヲ九龍倉庫会社ノ手ヨリ放シ当支店直接ノ取扱トナスコトハ前年度ヨリノ計画ニシテ土地ノ買取事務員ノ増加倉庫会社トノ協定等着々其歩ヲ進メ今ヤ將ニ其業務ヲ開始セントスルニ際シ不幸大旋風ノ襲来ニ會シ我貯炭場ハ之レガ為メ大破ヲ被リ暫ク予定ノ計画ヲ中止セザルベカラサルノ悲運ニ遭遇（略）貯炭場修繕ニ関スル一定ノ方針ヲ立テ本社ノ認許ヲ得テ（略）工事ニ着手セリ（略）漸ク本年（一九〇七年…筆者注）四月ニ至リ工事全般ノ竣成ヲ見タリ（略）五月一日ヨリ運炭事務所ノ開始ヲ為スヲ得タリ」

以上から明らかのように、香港支店は石炭受渡業務を当初九龍倉庫会社に委託していたのであるが、当該業務を「支店直接ノ取扱」、すなわち直轄化を図ったのである。そのために、社有貯炭場の取得が進められたのであり、また小蒸気船も必要となったのである。紆余曲折はあったが、一九〇七年五月一日より「運炭事務所」は業務を開始した。そして、九龍倉庫会社貯炭分についてはそのまま同社の取扱とし、新規輸入分より三菱香港支店の受渡取扱となった。その結果、同年七月一日より「運炭ニ関スル業務一切ヲ我直接ノ取扱ト為スヲ得タリ」と記されている。では、多額の資金を要した石炭受渡業務直轄化の効果はどのように評価されていたのであろうか。『年報（香港）』一九〇七年度によれば、次の三点に整理することができる。

まず第一点は、「其結果得意先トノ関係益円満¹⁶」、「荷役ノ敏速¹⁷」が実現したことである。従来は顧客との接触は約定時に限られていたと思われるが、直轄化によってそれは直接的かつ日常的なものとなり、得意先との関係が良好なものとなったのである。

第二点は、「我貯炭場ニ生シタル過剰炭¹⁸」の利益であった。同『年報』によれば、取扱開始から本期末までに、一〇、二〇一トンの陸出しより三〇〇トン以上の過剰炭があり、一年間四万トンの陸出しがあれば年間一、二〇〇トンの過剰炭が生まれるものと勘定していた。¹⁹一トン八ドルと仮定すれば、一万ドル近くの増収であった。それは、従来受渡委託先の利益に取り込まれていたのである。

第三点は、門司積高と香港揚高との差額が生じていたことである。同『年報』によれば、上記と同じ期間において、門司積高一、二二四トン、これに対して香港揚高一、三六三トン、「五ヵ月間ノ間ニ約二百四十屯ノ増量ヲ得タルコトハ前ニ述ベタル貯炭場ノ過剰炭ト相俟ツテ茲ニ特筆スルニ足ルモノト信ズ²⁰」と記されている。単純計算で年間「増量」は五七六トン、前記貯炭場過剰炭一、二〇〇トンと合わせて年間一、七七六トンの利益が直轄化より生まれる勘定であった。

なお、貯炭場過剰炭、および門司積高と香港揚高との差額が発生する事情については判然としない。炭鉱から石炭を積み出す際、欠損が生じないように多めに積み込まれたためではないかと想像される。

以上で店舗設備の整備は一段落し、香港支店は借家住まいのままであったが、一九〇八年四月同じ建物内で新事務所に移転しており、スペースの拡充をはかったものと思われる。²¹

IV. 三菱香港支店の売炭事業

1. 香港石炭市場概観

香港石炭市場については、山下直登「日本帝国主義成立期の香港市

第4表 香港輸入炭推移表 (単位:千t)

年	輸入量
1894	613
1895	618
1896	640
1897	715
1898	891 (818)
1899	688
1900	1,045
1901	917
1902	1,041
1903	1,187
1904	1,161 (1,153)
1905	1,093 (1,084)
1906	971
1907	1,143 (1,081)
1908	1,028 (1,144)
1909	1,222 (1,262)
1910	1,256
1911	1,046

(注) ()内は史料に別の数値がある場合、参考として表示。
 [出典]『通商彙纂』第39巻、第58巻、第82巻、第100巻、第128巻、第145巻、第159巻、第178巻、より作成。

場と三井物産―石炭市場を中心に―(上)・(下) (『エネルギー史研究』No.10、No.11、一九七九年、一九八一年)と題する詳細な研究がある。また、山下氏には「日本資本主義確立期における上海石炭市場の展開」(『エネルギー史研究ノート』No.9、一九七七年)、および「日本資本主義確立期における東アジア石炭市場と三井物産―上海市場を中心に―」(『社会経済史学会編『エネルギーと経済発展』西日本文化協会、一九七九年)と題する上海石炭市場の研究がある。山下氏は、以上の一連の労作を通じて、日清戦争後における東アジア最大級の石炭市場である香港・上海両市場の構造的特徴と三井物産の石炭取引を丹念に明らかにされたのである。

小論においては、山下氏の研究を参照しつつ、三井とは競争関係にあつた三菱香港支店の石炭販売を解明していくこととしたが、そのためにここではまず香港石炭市場について『通商彙纂』に掲載される香港領事館報告を利用して概観しておくこととした。²²⁾

第4表は、香港輸入炭推移表である。

同表によれば、香港の石炭輸入量は、日清戦争後において六〇万トン台であったが、その後急速に増加して一九〇〇年に一〇〇万トンを突破し、一九〇〇年台から一九一〇年台初頭においてはほぼ一〇〇〜一二〇万トン台で推移していた。香港周辺には石炭産地がなかったので、当該輸入量を香港の石炭需要とみてよいが、そのうちおよそ一〜二割程度が広東に積送された²³⁾と推定されている。いづれにせよ、当該期一〇〇万トンを需要する海外市場は、東アジアでは香港と上海だけであった。日本の石炭資本は、両市場に支えられて発展を遂げてきたのである。

第5表は、香港輸入炭地域別一覧表である。

同表によれば、一八九四〜一九一〇年に至る期間において、一八九七、九八年を除けば日本炭はほぼ七五%以上を占めて圧倒的位置にあつた。そして、ホンゲー炭(トンキン炭を含む)、英国炭、豪州炭が続いた。豪州炭は日露戦争時のように、日本炭の輸入が困難になると増加した。中国炭は、一九〇九、一〇年に急増しているのが注目される。では、輸入炭の用途、特徴についてみておこう。

ホンゲー炭は、「品質下等ニシテ価格廉ナルモ其産出額少ク近年発達ノ跡ナク到底本邦三等炭ノ敵ニ非ラサルヘシ」と²⁵⁾きわめて低い評価であった。日本炭の価格が騰貴すると増加した。用途は、製糖業および広東地方の石灰製造・煉瓦焼きなどに使用されたが、燃焼が悪く、日本炭

第5表 香港輸入炭地域別一覽表

(単位:千t)

年	日本炭	中国炭	英国炭	豪州炭	ホンゲー炭	其他	合計
1894	469		41	10	89	4	613
1895	486		63	11	42	16	618
1896	491		29	31	88	1	640
1897	498	18	47	30		122	715
1898	617		121	28	120	4	891
1899							688
1900							1,045
1901	(819)		(54)	(14)	(99)		(986)
1902							1,041
1903	944	16	38	73	117		1,187
1904	881		135	42	103		1,161
1905	891	3	104	41	6	47	1,093
1906							971
1907	870		84	72	71	45	1,143
1908	785	8	48	78	100	9	1,028
1909	925	69	48	47	85	49	1,222
1910	936	136	40	11	111	23	1,256

- (注) 1. 1901年は、消費高に占める地域別数量。
 2. ホンゲー炭には、トンキン炭を含む。
 3. 数値は四捨五入。合計は実数値の合計のため、若干不整合の場合がある。以下、同様。

〔出典〕『通商彙纂』第35巻、14頁、第46巻、144頁、第105巻、137頁、第128巻、205頁、第140巻、442頁、第145巻、325頁、第159巻、118頁、より作成。

等と混焼する必要があつたといわれる。

英国炭は、当該期においてはカーデイフ塊炭であつて、「英国海軍用及び各国軍艦用ニ供セラルモノトス」⁽²⁶⁾と記されるように、もっぱら軍艦用燃料炭であつた。後述するように、突出した高価格であつて、軍艦以外に販路はまづなかつた。イギリス海軍が主要な需要先であつたが、日本やロシアも購入した。なお、英国炭は日清戦争以前には各種形状の

石炭が東アジアに輸入されていたと思われるが、低価格の日本炭の進出に伴い駆逐され、当該期には軍艦用塊炭のみが継続して輸入されていたと想定される。

豪州炭は、「品質佳良ナレトモ距離遠隔ニシテ当地ニ於ケル價格高張り需要従ツテ少シ」⁽²⁷⁾とされ、また「船便ノ増加ニ連レ帰航船ノ船荷ヲ得サルモノ杯之ヲ齎シ来リタルモノ多ク」⁽²⁸⁾と記されるように、供給に安定を欠いていた。香港における用途は、定期遠洋航路用の燃料炭、鉄道用炭であつた。

以上みてきたように、日本炭以外の石炭には、用途、品質、供給量、価格などに制約が多かつたのである。では、次に日本炭の評価をみておこう。

日本炭は、「上物ハ船舶燃料工場用及瓦斯製造用等ニ適シ下等品ハ東方面小工場用并ニ香港付近一般消費ニ用ヒラル」⁽²⁹⁾と記されるように、上級品から下級品にいたるまで多くの用途に適する品種があつた。そのうえ、「其過半ハ定期ノ約定」⁽³⁰⁾として輸入されており、安定した販路を確保していたのである。この「定期ノ約定」は特筆されるべきものであつて、一九〇七年四月の香港領事館報告は次のように記している。⁽³¹⁾

「去明治廿六七年ノ頃豊筑種炭ノ小荷主競ヒテ石炭ヲ当港ニ輸送シ頻ニ売込ラキテ其價格ヲ崩シ若クハ委託販売ニ附シ其商權ヲ委託引受人ニ奪ハルル等ノ事情ハ其時当館ヨリノ報告ニ記述シアルコトナルガ多年ノ経験ト商況ノ変化トニヨリ漸ク進化シ小荷主ノ投機的輸送ハ漸ク漸次ニ減少シ少数ナル確實ノ筋ヨリ定期渡ノ約定品ヲ送ルモノ多キ勢ニ進ミタルハ此業ノ慶事ト謂フベシ」

香港ではかつて小荷主の激しい競争があったが、少数の確実な石炭商の「定期渡ノ約定」取引に進んできたとしているのである。具体的には、三井、三菱の圧倒的優位に進んできたのである。両資本は、傘下に多くの大炭鉱を有し、大量の産炭を計画的・安定的に捌いていくために「定期渡ノ約定」が不可欠であった。また、香港にはそのような約定方式を受け入れる大海運会社が拠点を置いていたことも重要である。大海運会社は、多くの定期遠洋航路を有し、優良炭を大量かつ安定的に必要としていたのである。

ところで、日本炭の主力は、筑豊炭、三池炭、および唐津炭であって、他地域の石炭に比して距離的に近く、価格競争力があり、さらに品種も豊富であったので、香港・上海両市場において圧倒的なシェアを占めることができたのである。それだけに、むしろ日本炭相互の競争が熾烈になったといえよう。

第6表は、香港輸入日本炭一覧表である。

同表によれば、筑豊炭は一八九〇年代に五〇%前後の水準であったが、一九〇三年以降七〇%前後の水準にまで上昇していた。一方で三池炭は、同じ期間に四〇%前後の水準から二〇%台に低下していた。筑豊炭と三池炭の合計は九〇%を大きく超えており、そのなかで筑豊炭の増加によって三池炭はその割合を低下させたのである。そして日本炭相互の競争は、しだいに筑豊炭相互の競争に移っていき、しかも一九一〇年代に、そこに撫順炭や開平炭などの中国炭が加わってきたのである。³²⁾

なお、撫順炭は三井の取扱炭であって、三井にとっては撫順炭の増加が自己のシェア拡大に結び付く限り、むしろ好ましいものであった。撫

第6表 香港輸入日本炭一覧表

(単位:千t)

年	筑豊炭	三池炭	其他	合計
1894	269 (57.4)	174 (37.1)	26 (5.5)	469 (100)
1895	249 (51.2)	214 (44.0)	24 (4.9)	486 (100)
1896	238 (48.3)	236 (48.1)	16 (3.3)	491 (100)
1903	649 (68.8)	242 (25.6)	53 (5.6)	944 (100)
1904	596 (67.7)	225 (25.5)	60 (6.8)	881 (100)
1905	578 (64.9)	235 (26.4)	78 (8.7)	891 (100)
1908	596 (75.9)	172 (21.9)	18 (2.3)	785 (100)

〔出典〕『通商彙纂』第35巻、14頁、第105巻、137頁、および第140巻、443頁、より作成。

順炭は、中国炭とはいえ、もともと日本資本により開発され、大規模な露天掘りと植民地的労働条件を利用した競争力の強い石炭であった。

以上、香港石炭市場の輸入高や輸入地域を概観してきたが、次に日露戦争後の同市場の状況を取り上げよう。ここでは、香港領事館報告の中から一九〇六年五月「海外各地ニ於ケル石炭需要供給状況―香港」(以下「供給状況」と略)、一九〇八年二月「海外各地ニ於ケル石炭需給状況―香港」(以下「需給状況」と略)、および一九〇九年九月「香港ニ於ケル石炭ノ需要供給状況」(以下「香港状況」と略)、以上三報告を手掛

第7表 香港石炭需要高内訳表(1901年)

(単位:千t)

需要先	需要高	内訳	数量
1. 外航汽船会社	369 (37.4)	北独逸ロイド	85
		支那航海会社	40
		印度支那航海会社	35
		メサジュリーマリチム会社	25
		日本郵船会社	20
		漢堡亜米利加線	20
		東京航海会社	20
		P&O会社	20
		支那マニラ航海会社	20
		香港広東澳門汽船会社	15
		支那商船会社	12
		大洋汽船会社	12
		ドグラス会社	12
		シームセン会社	10
		澳太利ロイド	8
大阪商船会社	7		
その他3社	8		
2. 近海航路	267 (27.1)		
3. 工場	200 (20.3)	太古精糖会社	80
		支那精糖会社	50
		香港黄埔ドック会社	15
		グリーンアイランドセメント会社	10
		その他	45
4. 軍艦	60 (6.1)	英国	40
		各国	20
5. 広東地方転送	90 (9.1)		
合計	986 (100)		

〔出典〕『通商彙纂』第77巻, 424~426頁、より作成。

かりとして検討を進めることとしたいが、その前に一九〇〇年代初頭の香港の石炭需要についてみておきたい。

第7表は、香港石炭需要高内訳表(一九〇一年)である。

同表によれば、一九〇一年の香港需要高合計九八・六万トン、この需要先を五つに分類すると、外航汽船会社三六・九万トン(三七・四%)、近海航路二六・七万トン(二七・一%)、工場二〇・〇万トン(二〇・三%)、軍艦六・〇万トン(六・一%)、広東地方転送九・〇万トン(九・一%)、と

なる。香港の石炭需要では、軍艦も含めた船舶燃料炭の割合は七〇%を超えて圧倒的な地位に達していた。しかも、その内訳においても外航汽船会社が過半を占めて、香港の石炭需要を特徴あるものとしていた。香港と欧米、日本、東南アジアを結ぶ大海運会社が重要な需要先であった。また、軍艦需要の高さも中国の分割・利権をめぐる帝国主義諸列強の軍事的動向を強く反映するものであった。これに対して、工場需要はまだ大きなものではなく、それも精糖工場が過半を占めていたのである。これが、日露戦争前のおよその香港における石炭需要の内容であった。

ところで、一般的に石炭は形状によって塊炭、粉炭、切込炭に大別され、品質に応じて等級付けされていた。通常、遠洋航路向けには、高価であっても高品質の塊炭や切込炭が、また沿岸航路向けには品質が劣っても廉価な切込炭や粉炭が使用され、これらは単独で、または併用されていた。工場向けには、通常廉価な粉炭が用いられたが、高火力または高馬力の必要な工場では切込炭や塊炭も需要された。

では、日露戦争後について、「需給状況」によって窺うこととしたい。それは、次のように記している。³⁶⁾

「当港ハ東洋ニ入ルノ関門ニシテ欧州航路、豪州航路、米國航路、沿岸航路等汽船ノ出入頗ル頻繁ニシテ港内常ニ五六十艘ノ汽船ヲミサル日ナキカ如キ有様ナルヲ以テ之等船舶等ニ供給スル石炭ノミニテモ頗ル多額ニ上レルニ加フルニ当港ヨリ広東地方へ供給スル石炭ノ数量モ亦タ少ナカラザルヲ以テ当港毎年ノ石炭輸入額ハ

常二百萬噸内外二達シ居レリ」

この報告によれば、香港の石炭需要は大きく船舶供給炭と広東供給炭に分かれる。そして、前者はさらに欧州航路のような遠洋航路向けと、沿岸航路向け（近海航路）に分かれる。この点について『記事月報（香港）』第一号は、同様の指摘を次のように記している。³⁷⁾

「元来当地ニ輸入セラルル石炭ハ直チニ当地ニテ消費セラルルモノト広東方面ニ再輸送セラルルモノト二種アリ而シテ当地ニテ消費セラルルモノハ重ニ船舶用ニシテ工場用ニ供セラルルモノハ其数量比較的多カラズ反之広東方面ニ再輸送セラルルモノハ工場用ニ供セラルルモノ寧ロ多キガ如シ」

ここでは、香港における需要先は主に船舶用であって工場向けは多くなく、一方広東向けは工場用炭が多いと指摘されている。

まず、香港需要の多くを占めた船舶燃料炭の内容をみておくことにしたい。

第8表は、香港入港船舶一覧表である。

同表によれば、一九〇九、一九一〇年では、入港船舶噸数合計において外洋汽船四四％台、河川汽船一二％台、六〇噸以下汽船〇・四％、港湾航行小蒸気船約三〇％、ジャンク船計一二％台であった。蒸気船の割合が九〇％近くを占めていた。そのうち、外洋汽船、とりわけ遠洋航路では良質の塊炭または切込炭を必要とし、おそらく船舶燃料炭の過半を占めていたと推測される。河川汽船以下はできるだけ廉価な粉炭や切込

第8表 香港入港船舶一覧表

内 訳	1909年		1910年		
	隻 数	噸 数 千t	隻 数	噸 数 千t	
外洋汽船	英国	4,076	7,736 (22.2)	4,262	8,112 (22.2)
	其他外国	4,318	7,858 (22.6)	4,312	8,104 (22.2)
	小計	8,394	15,594 (44.8)	8,574	16,216 (44.4)
河川汽船	英国	5,780	3,702 (10.6)	6,483	4,000 (10.9)
	其他外国	1,370	736 (2.1)	1,334	707 (1.9)
	小計	7,150	4,438 (12.7)	7,817	4,707 (12.9)
60噸以下汽船	3,160	140 (0.4)	3,153	137 (0.4)	
外国貿易ジャンク船	25,090	2,243 (6.4)	21,170	2,101 (5.8)	
外国貿易船合計	43,794	22,415 (64.4)	40,714	23,160 (63.4)	
港湾航行小蒸気船	439,988	10,328 (29.7)	466,014	10,986 (30.1)	
地方的航行ジャンク船	42,498	2,087 (6.0)	40,436	2,388 (6.5)	
総 計	526,280	34,831 (100)	547,164	36,534 (100)	

〔出典〕『通商彙纂』第163巻, 340頁、より作成。

炭を求めたのである。

次に、広東需要の内容を一九〇九年八月の広東領事館報告「広東ニ於ケル石炭需要供給最近状況」(以下「広東状況」と略)によって、簡単に整理しておく。

「広東状況」は、一九〇八年における香港・九龍よりの汽船積送炭は一三万トンほどであるが、ジャンク船で送られてくる分がほかにあり、合わせると二二〜二三万トンに達するものと推測している。この推測によれば、香港での石炭需要高は、一九〇八年の香港輸入高が一〇三万トンであったから、広東積送高を差し引いて、八〇〜八一万トンとなる。³⁸⁾

広東需要炭の内訳は、小蒸気船一〜二万トン、官場買入(砲艦、製紙廠、造銭所、造幣廠、火薬製造所)五〜六万トン、製糸工場三万トン、鉄道一万トン、其他一万トン、とされる。需要先に対応する炭種は、小蒸気船では「燃焼シ易キ粉炭」⁴⁰⁾であつて、「価格低廉ナルモノヲ選フノ傾向」⁴¹⁾があつた。官場買入は、「全ク塊炭ノミヲ使用」⁴²⁾していた。製糸工場では、価格の低廉なホンゲー炭が使用されたが、「半無煙ノ性質ヲ帯ベルヲ以テ燃焼シ難ク他種ノ石炭ヲ混用」⁴³⁾する必要があつた。鉄道用炭は、「全部豪州炭ヲ使用セシモ近来日本炭ニ改ムル傾向」⁴⁴⁾があつた。豪州炭が高価格であり、供給が不安定であつたのに対して、日本炭が相対的に低価格であつて、供給が豊富であつたからである。

以上のように、広東需要炭は二二〜二三万トンであつたが、「本邦ヨリ輸入スルモノ約十三、四万噸ニシテ少額ノ塊炭以外ハ重ニ粉炭」⁴⁵⁾であつた。そして、その残りはほとんどホンゲー炭で占められることになった。ところで、広東に供給される石炭は、当初香港から広東に転送されており、まずは香港輸入炭として計上されていた。しかし、一九一〇年代

に入ると中国炭は香港市場に急速に進出するとともに、香港を經由せずに入東に直接積送されるようになった。このため、日本炭も香港市場での競争を避け、積替コスト削減のため、広東直送が増加していった。こうして、香港輸入炭の減退がみられるようになったのである。この点について、一九一二年七月の香港領事館の「香港貿易概況」は、一九一一年度の状況について次のように記している。⁴⁶⁾

「此減退ノ原因ハ香港ニ陸揚ゲセラレス直ニ広東ニ輸送セラレタルモノ従来ヨリモ増加シタルト(特ニ日本、北支那及ホンゲー炭ニ於テ)太平洋航行船ノ減少ニアルモノノ如シ」

ところで、香港石炭市場における日本炭の位置について、一九〇六年五月の「供給状況」は次のように記している。⁴⁷⁾

「今当市場ニ於ケル本邦炭将来ノ趨勢ヲ窺フニ、英炭ハ品質優等(略)ト雖價格高価ナル為メ到底商船用トシテ引合ハズ、豪州炭ハ本邦一等炭ト相匹敵シ品質佳良ナリト雖何分産地遠距離ナル為メ運賃ニ少カラザル費用ヲ要シ、随而自然高値ヲ唱へ且又船舶往復自由ナラザルヨリ充分ナル供給ヲ為ス能ハズ、又印度炭ハ(略)比較的品質劣等(略)何レモ本邦炭ト拮抗シ競争スルコト覚束ナカルベシ、サレバ本邦炭が当市場ニ於テ現位置ヲ維持スルハ敢テ難事ニアラザルベシ(略)尚ホ目下当港ニ於テ本邦炭中最モ多額ノ需要アルハ壹等炭ニアラズシテ、二等、三等ノ分類ナリト云フ」

第9表 香港輸入中国炭内訳

(単位:千t)

内 訳	1909年	1910年	1911.10~12.4
撫順炭	25 (2.0)	85 (6.8)	51 (8.3)
開平炭	55 (4.4)	48 (3.8)	22 (3.6)
中国炭計	80 (6.3)	133 (10.6)	73 (11.9)
日本炭計	943 (74.7)	936 (74.5)	427 (69.5)
輸入炭合計	1,262 (100)	1,256 (100)	614 (100)

(注) 1911年10月~1912年4月では、1910年12月分欠如。6ヶ月分合計
 [出典] 『通商彙纂』第145巻, 326頁、第159巻, 118頁、第169巻, 123頁、
 第171巻, 295頁、第173巻, 198頁、第174巻, 321頁、第175巻,
 206頁、第176巻, 213頁、より作成。

「供給状況」が、日本炭の競合炭として取り上げたのは、英炭、豪州炭、印度炭の三つであって、中国炭はこの段階では考慮されていない。そして、これら三炭種のなかで現状の日本炭の優位については楽観的な見通しを示したのである。一九〇八年二月の「需給状況」も、香港の石

炭需要額については「甚シキ急速ノ増加ヲ来タスコトナカルヘシ」としつつ、日本炭の地位について「日本炭ノ敵タルモノナカルヘク」として、「供給状況」と同様、楽観の見通しを示したのである。しかしながら、一九〇九年九月の「香港状況」は一転して、次のように記した。⁵⁰⁾

「外国炭ノ将来ハ到底当地ヘ多額ノ輸入ヲ見ルコト能ハサル可ク何レモ度外視シテ可ナリ只開平炭ト撫順炭トハ将来少シク注意スヘキモノアラン歟」

香港領事館報告は、はじめて開平炭と撫順炭に対して日本炭との競合炭として注意を払ったのであるが、ここで第9表より、両炭のシェアをみておこう。⁵¹⁾

同表によれば、撫順炭は一九〇九年の二・〇%から一九一一年十月~一二年四月(六ヵ月)には八・三%にシェアを高めていた。開平炭は同期間に四・四%から三・六%へと微減であったが、中国炭計では六・三%から一・九%に上昇していた。その分、日本炭計は同期間に七四・七%から六九・五%に低下したのである。撫順炭は、漢口、上海、香港において日本炭に対して強い競争力を示し、第一次大戦後日本市場に進出していくこととなった。⁵²⁾

次に、香港における石炭商についてみていこう。

第10表は、香港輸入炭取扱店一覧表(一九〇九年)である。

同表の重要点を、次に整理しておこう。

第一に、取扱数量一二六・二万トンのうち有力業者は、三井五二・〇万トン(四一・二%)、ブラッドレー一二・四万トン(九・八%)、三菱

第10表 香港輸入炭取扱店一覧表(1909年)

(単位:千t)

取扱店	炭名	数量	取扱店	炭名	数量
三井	門司	210	Chinese Mining Eng.Co.	開平	55 (4.4)
	若松	59	英海軍	WClsh	39 (3.1)
	三池	222	J.Matheson & Co.	ホンゲー	23
	唐津	3		室蘭	4
	撫順	25		小計	27 (2.1)
	その他	1	宮崎商会	門司	23 (1.8)
	小計	520 (41.2)	Garrel & Borner	Pulo Laut	14
Bradley & Co.	門司	86		Australian	3
	若松	19		小計	18 (1.4)
	ホンゲー	17	Dodwell	門司	17 (1.3)
	Nabaan	3	U.S.Navy	Pocahontas	15 (1.2)
	小計	124 (9.8)	Butterfield & Swire	ホンゲー	11 (0.9)
三菱	門司	60	A.Karberg	Australian	6
	若松	58		ホンゲー	2
	小計	118 (9.4)		門司	2
Shewan Tomes & Co.	門司	44		小計	11 (0.9)
	唐津	23	Chinese	ホンゲー	50
	豪州	22		門司	9
	Cardiff	6		Kebno	8
	小計	95 (7.5)		Tourane	3
安宅商会	門司	51		Australian	1
	若松	2	小計	70 (5.5)	
	唐津	22	其他5店	44 (3.5)	
	小計	75 (5.9)	合計	1,262 (100)	

(注) Chineseは中国商人で、店数不詳。

〔出典〕『通商彙纂』第145巻, 328~330頁, より作成。

一・八万トン(九・四%)、シユワン・トーマス九・五万トン(七・五%)、安宅商会七・五万トン(五・九%)、開平炭(Chinese Mining Eng.Co.)五・五万トン(四・四%)、の順で続いていた。上位六資本で、香港の石炭輸入高の八〇%近くを占めており、なかでも三井は、ブラッドレーや三菱の四倍以上を取り扱っていたことに留意しておく必要がある。日本炭は定期渡しの約定炭を中心として輸入されていたのであるから、三井の約定炭価格が香港市場では指標の役割を果たしていたと想定しても大きな間違いはないであろう。以上のように、競争構造としては、三井の圧倒的優位にあったが、三井と三菱の間には、競合の一方で協調関係もみられた。一九〇九年十二月の香港領事館報告は次のように記している。⁽³³⁾

「例年ニ比スレハ一体ニ不況タルヲ免レス相場モ来年度定期約定品ニ対シテハ本邦炭商間(三井、三菱間)ノ競争開始サレ口ニヨリ一噸一弗方ノ下値ヲ以テ売出シタルモ目下大競争ニヨリ本邦商ノ蒙ル莫大ナル損害ニ鑑ミ妥協談進行中ナル由」

ここでは、一九一〇年の「定期約定品」について、三井と三菱の間に「妥協談進行中」と報じられていた。三井と三菱は、傘下に多くの近代的巨大炭鉱を擁し、出炭が大量であったため、とりわけ当該定期約定品分野で競合が激しくなり、いきおい協調関係も醸成されていったのである。

第二に、三井は多くの品種の石炭を輸入していたことである。なかでも、三池炭が三井取扱炭の四三%近くを占めて、上海におけると同

様、三井の主力炭をなしていた。⁵⁴そこに、各種の筑豊炭や撫順炭などを品揃えしていたのである。

第三に、ブラッドレーと三菱も多くの品種の石炭を輸入していたことである。ブラッドレーは各種筑豊炭にホンゲー炭、三菱は後述するように、筑豊炭のなかでは鯨田炭、新入炭、佐与炭、金田炭、さらに唐津炭も輸入していた。

第四に、英海軍やU.S.Navyについては前者はカーディフ炭、後者はポカボンタス炭を軍艦用に輸入しているものであって、販売に参加しているものではないことである。

第五に、Chineseと記載されている中国商人は合計で七万トン（五・五%）を占めているが、これは多数の石炭取扱中国商人を意味していることである。彼らの多くは、有力石炭輸入商から購入する立場にあった。第六に、取扱数量が二%未満の業者が「其他5店」あったが、これら中小業者はホンゲー炭を取り扱っている場合が多かったことである。おそらく、中小業者はホンゲー炭のような低価格炭を武器として販路を確保しようとしたものと思われる。

最後に、香港輸入炭の価格を検討しておこう。

第11表は、香港石炭市場相場表（一八九七年）である。

同表によれば、英国炭（カーディフ塊炭）は、三池塊炭よりも一・八倍ほど高価であって、日本炭と競合するものではなく、用途が軍艦用に限られていたことも領けよう。豪州炭では、一等炭は三池塊炭よりもトン当たり〇・五〜一ドルほど高価であって、通常日本炭とは競合せず、特定の販路に限られていた。また、同二等炭は、門司塊炭の（上）と（次）の間にあって、筑豊炭と競合するが、豪州炭は運賃が高く、供給量が安

第11表 香港石炭市場相場表(1897年)

(単位:トン当りドル)

地域	形状	炭名	7月	8月	9月	10月	11月	12月
英国炭	塊	カーディフ	16.00~18.50	16.75~18.75	17.50~18.50	17.00	17.18~17.50	18.00~19.00
豪州炭	塊	(一等)	10.00	10.75	10.50~10.75	11.00	11.00	11.50
		(二等)	8.00	8.00~8.75	8.50~8.75	8.75	9.00	9.00
中国炭	粉	開平	6.40~7.00	7.00~7.50	6.75~7.00	6.50~7.00	6.50~7.00	6.50~7.00
日本炭	塊	三池	9.00	10.00	10.00	10.50	11.00	11.00
		門司 上	8.50	8.75~9.25	8.50~9.25	10.00	10.00	10.00
		門司 次	7.00~7.50	7.50~8.25	7.25~8.25	8.00	8.00	8.00
	唐津 上	8.05~9.00	9.00~9.25					
	切	三池	8.10	8.85~9.10	9.10	9.60	10.10	10.25
仏印炭	塊	東京	7.25	7.65	8.50	8.00	8.00	9.00
	粉	東京	3.50	3.75	3.50~3.75	3.50	3.50	3.50

(注) 1. 塊は塊炭、粉は粉炭、切は切込炭。東京炭は無煙炭。
2. 豪州炭は一等、二等、門司炭は上、次、の等級が記載されている。
3. 船渡の建値。

〔出典〕『通商彙纂』第39巻, 329~330頁、より作成。

第12表 香港石炭契約価格表(1911年2~6月)

(単位:トン当ドル)

形状	炭名	取扱店	炭価	契約月
塊炭	三池	三井	9.00	2
	大浦	三井	8.25	2
	鯨田	三菱	8.15	6
	撫順	三井	8.00	5
	新手	シュワン・トーマス	7.85	4
	奈良	三井	7.85	2
	赤池	ブラッドレー	7.75	3
	新手	安宅	7.75	3
	大辻	三井	7.10	2
	芳雄	三井	7.10	2
	伊田	三井	6.70	2
粉炭	岩崎	安宅	6.50	2
	金田	三菱	6.00	6
	撫順	三井	6.00	5
	赤池	ブラッドレー	6.00	3
	新手	シュワン・トーマス	5.85	4
切込炭	三池	三井	5.75	2
	新手	安宅	5.75	3
	大浦	三井	7.00	2
	撫順	三井	7.00	2
ピラー切	芳雄	三井	6.30	2
	金谷	安宅	6.10	3
	三池	三井	8.50	2
二等切	新入	三菱	6.00	6
小塊炭	鯨田	三菱	7.10	6

(注) 1. ピラー切は、ピラー切込炭、二等切は二等切込炭。
2. 船側価格。

〔出典〕『記事月報(香港)』第1号、86~90頁、より作成。

次に、三菱の場合を取り上げよう。三菱は、鯨田塊炭、金田粉炭、鯨田ピラー切込炭、新入二等切込炭、鯨田小塊炭と、五品種を揃えていた。これによって、鯨田塊炭を価

を進めることができたと思定されよう。

岩崎の塊炭は、大浦・撫順の切込炭よりも安値であった。以上のことは、一口に塊炭といっても品質には大きな格差があり、それに応じて価格差も大きかったことを物語っている。そして、近接する価格水準の銘柄炭において最も競争が激しくなったのである。三井は塊炭については、上級炭から下級炭まで幅広く扱っていた。これに対して、三菱とブラッドレーはそれぞれ一銘柄であった。したがって、例えば三菱の鯨田塊炭に対して三井がそれより廉価な撫順塊炭や伊田塊炭を提示することによって、より有利に販売を進めることができたと思定されよう。

販売部門であったことを示すものである。価格は、最高値の三池炭トン当たり九ドルから最安値の岩崎炭六・五ドルまで二・五ドルの大きな値開きがあった。また、伊田・岩崎の塊炭は、大浦・撫順の切込炭よりも安値であった。以上のは、一口に塊炭といっても品質には大きな格差があり、それに応じて価格差も大きかったことを物語っている。そして、近接する価格水準の銘柄炭において最も競争が激しくなったのである。三井は塊炭については、上級炭から下級炭まで幅広く扱っていた。これに対して、三菱とブラッドレーはそれぞれ一銘柄であった。したがって、例えば三菱の鯨田塊炭に対して三井がそれより廉価な撫順塊炭や伊田塊炭を提示することによって、より有利に販売を進めることができたと思定されよう。

定しなかったもので、シェアは低かった。豪州炭の進出は、日露戦争時のような時期に限られていた。中国炭は、この時期では開平粉炭であり、門司塊炭(次)よりも低価格であったが、当該期においては品質と供給量に難点があった。仏印炭(東京炭)は、相場表では塊炭と粉炭が示されており、前者は門司塊炭の(上)と(次)の間にある。しかし、品質上の問題より、日本炭がターゲットとしていた船舶燃料炭の販路では競合しなかった。また、後者は開平粉炭の半値に近く、広東向けと想定してよい。

第12表は、香港石炭契約価格表(一九一一年二~六月)である。同表は、銘柄別の売約価格を示しているところに大きな特徴があるが、次に同表の重要点を整理しておこう。

まず、塊炭の事例を取り上げて検討しておこう。同表には十二の契約価格が記載されている。新手炭のみがシュワン・トーマスと安宅によって販売されているが、他は一石炭商のみの扱いとなっている。これは粉炭・切込炭などについてもいえるので、多くの場合石炭輸入商が炭鉱との間で一手販売権を設定しているか、あるいは三菱のように傘下炭鉱の間で

格的に敬遠する需要家には鯉田小塊炭を、鯉田ピラー切込炭を價格的に敬遠する顧客には新入二等切込炭を売り込むことが可能であつて、他の有力炭に対しても競争力を強めることができた。三菱は、多くの品種を取り揃えることで、購入者の價格要求に対して、同一店舗内で代替品をもつて対応することが可能な体制を築こうとしていたのである。

なお、同表において付言すべきことは、安宅の取扱炭である。安宅は、塊炭、粉炭、切込炭の三炭種において、いずれも最安値炭を売り込んでいたことである。一九一〇年二月の香港領事館報告は、安宅について「昨年ハ（一九〇九年；筆者注）三井取扱伊田塊炭ノ高値ナリシニ乗シ岩崎塊炭ノ販路ヲ擴張⁵⁵」と伝えている。安宅は、低價格の岩崎炭を武器に三井の伊田炭の販路に割り込んでいたのである。日露戦後に香港石炭市場に参入した安宅は、このような戦略でシェア確保を図つていたと思われる。三井や三菱は、三池炭や鯉田炭のような優良炭を主力炭としていたので、安宅のような資本に対抗するために、どうしても低價格の品種を扱う必要があつたといえよう。

2. 三菱香港支店の石炭販売

三菱合資の売約の基本方針は、長期・大口約定の獲得を中心として進められた。そして、その約定は香港支店においては一年を上半期（一～六月）と下半期（七～十二月）とに分け、上半期分は前年十二月から当該一月にかけて、下半期分は当該六月から七月にかけて集中的に締結する方針がとられていた。⁵⁶この点については、『年報（香港）』一九〇七年度の記述をみておこう。

同『年報』は、「而シテ我社ハ依然六ヶ月毎ニ改約スルノ方針⁵⁷」を取つ

ており、一九〇七年度上半期の約定は前年十二月から一月にかけて、下半期は六月から七月にかけて行われた。そして、上半期の状況については「次期ノ約定即チ本年一月ヨリ六月迄ノ約定ヲ為スベキ時期トナリ旧臘末ヨリ必死力ヲ尽セシ⁵⁸」と述べ、下半期については「本年下半年ノ約定即チ七月ヨリ十二月迄ノ約定ハ六月下旬頃ヨリ始メ七月中旬迄ニ其大体ヲ終ハレリ⁵⁹」と記されていた。そのため、前年度下半期の約定交渉の中間期について「昨年十月ヨリ十二月半バ頃迄ノ間ハ主トシテ在来ノ約定ニ対シ運炭供給ノ事務ヲ為スニ止マリタリ⁶⁰」とされた。このように、各半期の期初前後に集中的に長期・大口の約定を締結する方針のもとでは、期中に空き時間が生じることとなつた。このような一種の空費時間の発生が、三菱の漢口や上海の支店においては、新規事業＝雜貨取引に進出する事情の一つになつたのである。⁶¹

ところで、三菱香港支店の売炭契約には二つのタイプがあつた。『月報（香港）』第一号には、この点について次のように記されている。⁶²

「当店ハ目下専ラ石炭ノ供給販売ニ関スル業務ヲ営ミ給炭契約ニハ本社並ニ元扱店ノ締結ニ係ルモノト当店直接ノ締結ニ係ルモノト二種アリ前者ニ属スルモノハ主トシテ彼阿会社、郵船会社、グラスゴー諸汽船会社及ビ渣甸商会（J.Matheson & Co.……筆者注）等ノ契約ニシテ後者ニ属スルモノハ重ニ清商トノ契約ナリ」

すなわち、ここでは約定締結店別による分類が行われており、第一のタイプは本社あるいは元扱店の約定である。⁶³売約先は、彼阿会社（P & O）や郵船会社（日本郵船）などのようなグローバルな海運会社であつ

て、三菱の内外の支店や代理店で石炭を積み取っていた。三菱としては、窓口を一つにして、交渉を有利に進めようとしたのではなからうか。

第二のタイプは香港支店直接の約定であり、「重ニ清商トノ契約」であった。「地方売約定」⁶⁴とも表記されていた。このタイプには、「時ニ外国汽船会社其他ニ対シ臨時ノ売炭ヲ為スコトナキニ非ルモ其数量多カラズ」⁶⁵と記されるように「臨時売炭」も含まれていた。

以上の三菱の売炭の基本的特徴は、前稿においても述べたように、まず長期・大口の売炭契約を結び（約定売炭）、これに基づいて月々一定量の引渡しを行うことであった（定期渡し）。そして、契約期限が近付くと更新を重ねていったのである。また、引合があれば、前記「臨時売炭」と称される取引が行われていた。この取引では、基本的に現物としてただちに引き渡されるが、翌月に引き渡される場合もみられた。おそらく、単発的取引を「臨時売炭」として特に区別したものであろう。「年報」や「月報」においても、他の売炭と区別して記録されている。臨時売炭を契機として、約定売炭に進むことが期待されていたのかもしれない。

ところで、以上のような約定の二つのタイプの記録方法は、『記事月報（香港）』第四号（一九一一年九月）から変更される。記録方法に沿って述べれば、本社・元扱店の約定は記載されなくなり、香港支店直接の約定高、すなわち「地方売約定」高のみの記載となる。その表記方法は、当初必ずしも一定しないが、同第十二号以降「新規地方売約定炭」として記載されるようになった。

一方で、香港支店の売渡炭（引渡炭）は、第一号〜第三号では、本社・元扱店の約定、香港支店直接の約定、そして臨時売炭と三つに分けて記載されている。そして第四号以降、「汽船供給炭」、「汽船以外供給炭」、

および「臨時売炭」の三つのタイプで記載されるようになる。しかし、この記録方法の変更は実質上大きな問題ではない。なぜなら、本社・元扱店の約定のうち一社のみ汽船以外供給炭であり、また香港支店直接の約定のうち一社のみ汽船供給炭であったから、簡単な操作で、第一号以降、汽船供給炭、汽船以外供給炭、臨時売炭別の売渡炭の統計表を作成できるからである（後掲第16表参照）。

では、以下三菱香港支店の売炭状況について、『年報（香港）』を利用して一九〇七年度、そして『記事月報（香港）』を利用して一九一一年六月〜一九一二年五月の事例をやや具体的にみていくこととしたい。

（一）一九〇七年度

第13表は、三菱香港支店取扱炭各月一覧表（一九〇七年度）である。取扱炭とは売渡高⇨引渡高と解することができるが、一九〇七年度の合計は一一六、一六四トン、月平均九、六八〇トンである。同表より、重要点を整理しておくこととしたい。

第一点として、平均以下の月は順に、十月、二月、三月、四月、六月、七月、九月であったことである。石炭は、通常秋から冬にかけて需要が増加し、逆に春から夏にかけて需要が減少する。そのような観点からみると、十月、二月、九月については説明が必要となる。二月は中国の旧正月にあたり、取引は「一般ニ休業ノ姿」⁶⁷となるからであった。十月および九月については、三菱上海支店の事例から類推すれば、通常夏季に海上運賃が下落するので、これを利用して安くなった石炭を買いだめしておく石炭商や需要家があった。そのため、その反動で九、十月は荷動きが停滞しやすくなるのである。

第13表 三菱香港支店取扱炭
各月一覽表(1907年度)

年・月	数量(t)
1906.10	5,821
11	14,913
12	11,283
1907. 1	11,021
2	7,722
3	8,492
4	8,429
5	10,814
6	5,176
7	9,521
8	14,097
9	8,875
合計	116,164
平均	9,680

〔出典〕『年報(香港)』1907年度、統計表第1、より作成。

第二点として、平均を上回った月は、十一月、十二月、一月、五月、八月であった。十一月は同年度のピークをなすが、最小月の六月の三倍近くに達していた。需要季節を迎えて活発な取引が行われたのである。十二月、一月も一万トンを超えている。一月は、旧正月を前にして二月分も取引されている。八月に第二のピークが来ている。これは、先に述べたように夏季の海上運賃下落時に買いだめしておこうとする動きがあったためである。前後の七月、九月も平均以下とはいえ、比較的取引量が多いのは同じ事情のためである。五月の事情は不詳である。石炭取引には、運賃や為替の変動、中国の景気、国際情勢、そして門司石炭市場の動向などがからみ、季節的要因だけでは説明できない場合が多々あった。

次に、『年報(香港)』一九〇七年度を利用して、同年度の約定状況について、上半期(一〜六月)と下半期(七〜十二月)に分けてみていくこととしたい。

まず上半期では、一九〇六年十二月には「折柄市況ハ弱氣ノ最中」⁽⁶⁶⁾のため、同月は新入ピラー切込炭四、二〇〇トンの売約が成立しただけであった。翌〇七年に入っても炭況に変化なく、三ヶ月を要して合計二七、二〇〇トンの約定を得たのである。同『年報』は、この間の事情を次のように記している。⁽⁶⁷⁾

「斯くて新年ニ入りテモ炭況ハ別段ノ変化ナク其中ブラドレー商会ハ全然買主ノ要求ヲ容レ赤池塊炭船側七弗七十五仙テフ廉価ヲ以テ一ヶ年約五万屯ノ契約ヲ取結ベリ清商ガ一般狡知ニ富ミ同業者ヲシテ盛ニ競争ヲ行ハシメ其間ニ利益ヲ博セントスルコト殆ント其慣用手段ナルニ手数料取りノ商店ガ直段ハ少々安クトモ可成多量売捌クヲ以テ自己ニ利アリト考フルヨリシテ其腰甚タ弱ク何時モ其手段ニ乗セラルルノ傾向アルハ甚ダ嘆クベキコトナリ大勢既ニ崩ルルニ及ンデハ独力ノ能ク支フル所ニアラズ徒ラニ之ニ反抗スルモ却ツテ商機ヲ逸スルノ虞アルヲ以テ我社モ亦相当ノ直引ヲ為シテ估客ノ誘引ニ勉メタリ」

『年報』は当時の状況を生々しく描写していて興味深いものがある。三菱も、最後にはブラッドレーのような大手石炭商の廉価販売攻勢に抗しきれず、「相当ノ直引」を行って、前記約定の成立をみたのである。ブラッドレーは生産部門をもたない石炭商であり、販売期間の短縮と販売量の増加に、より利益を見出していた。これに対して、三菱香港支店

は三菱傘下炭坑の販売部門であつて、生産部門の利害関係と生産状況に制約を受けていた。三菱とブラッドレーは必ずしも協調できるとは限らなかつたといえよう。それどころか、三菱門司支店は当該期において香港支店に販売制限を行ったのである。『年報』は、次のように記している。⁽⁷⁾

「元地ニ於ケル炭炭一層活発ニシテ当地ニ輸送スルノ用ヲ見サリシ故ニヤ門司支店ヨリ売約数量ノ制限ヲ受ケシヲ以テ一先手ヲ引クコトトセリ爾來三ヵ月ノ間（略）元地ノ市況ニ伴フガ如キ好価格ヲ得ル能ハサリシヲ以テ空シク其間ヲ経過セリ」

三菱門司支店は筑豊炭の元扱店として、国内と海外の炭況を比較勘案しつつ、より有利な市場で販売を拡大しようとしていたのである。そのため、「元地」⁽⁸⁾ 国内で販売するために香港支店の販売に制限を加えたのである。

さて、次に一九〇七年下半年に移ろう。

下半年は、前述したように「六月下旬頃ヨリ始メ七月中旬頃迄ニ其大体ヲ終ワレリ」とされるが、炭価は「尚弱気配」⁽⁹⁾であつて、「結約意ノ如クナラズ（略）誠ニ遺憾」⁽¹⁰⁾と報告された。『年報』は、「塊炭ハ門司支店ノ求ムルガ如キ好価格ヲ得ル能ハザリシ為メ又粉炭ハ余剰ナキ為メ屢々売約ヲ謝絶セリ」⁽¹¹⁾と記している。上半期同様、門司の炭価が香港を上回っていたのである。結局、約定合計は二四、三五〇トンとなり、上半期を三、〇〇〇トン近く下回るこゝとなつた。

なお、ここでさらに留意しておくべきことがある。日露戦争後から第

一次世界大戦に至る時期は、石炭の国内重要が漸増していき、しだいに石炭産業は内需産業化していく過渡期にあつていたことである。そのため、三菱香港支店において「門司支店ノ求ムルガ如キ好価格」での販売は困難な場合が増加していくこととなつたのである。

以上、一九〇七年度の売約状況をみてきたが、さらに同『年報』における注目すべき報告をとりまとめておきたい。

第一点は、「前年度ノ末新入切込炭ヲ新ニ當市場ニ輸入」⁽¹²⁾と記されているように、取扱品種を増加させていたことである。新入炭は鯉田炭に比し価格が安く、しかも幅広い用途があつて、船舶燃料用、鉄道用、陶磁窯業用、煉瓦窯業用などに適していた。⁽¹³⁾ 新たな販路の開拓を図つたものである。

第二点は、佐与炭（鯉田炭坑産のやや品質の劣る石炭）の品質改善が進められたことである。佐与炭は「昨年品質ニ関スル苦情続出」⁽¹⁴⁾して一九〇七年上半期は販売不振であつたが、下半年には「品質ノ改良ヲ認メラレ」⁽¹⁵⁾約定高を倍増させたのである。このように迅速に対応出来た背景として、鯉田炭坑が筑豊炭田における選炭機械化のバイオニアであつたことを想起してよい。⁽¹⁶⁾

第14表は、三菱香港支店取扱炭一覧表（一九〇七年度）である。

同表は、引渡先内訳と銘柄別内訳・形状別内訳を一表に合わせたものであり、それぞれの合計は本来一致するはずであるが、若干の不整合がある。それはともかくとして、次にそれぞれの重要点を順に整理しておくこととする。

まず引渡先内訳表をみておこう。

第一に合計一一六、一六四トン、そのうち汽船計四二・八%、地方売

第14表 三菱香港支店取扱炭一覽表(1907年度)

引渡先内訳		
彼阿会社	鯨田塊	9,840 (8.5)
	鯨田粉	9,058 (7.8)
	小計	18,898 (16.3)
日本郵船	鯨田切	29,896 (25.7)
外国諸汽船	不詳	890 (0.8)
汽船計		49,684 (42.8)
地方売	鯨田炭	27,118 (23.3)
	新入炭	20,779 (17.9)
	佐与炭	10,202 (8.8)
地方売計		58,099 (50.0)
臨時売炭	不詳	8,381 (7.2)
合計		116,164 (100)
銘柄別内訳		
鯨田炭	塊炭	24,262 (20.9)
	切込炭	45,248 (39.0)
	粉炭	15,033 (12.9)
	小計	84,543 (72.8)
新入炭	切込炭	21,048 (18.1)
佐与炭	切込炭	10,441 (9.0)
宮尾炭	塊炭	50 (0.0)
	切込炭	78 (0.1)
	小計	128 (0.1)
合計		116,160 (100)
形状別内訳		
形状別内訳	塊炭計	24,312 (20.9)
	粉炭計	15,033 (12.9)
	切込炭計	76,815 (66.1)

- (注) 1. 彼阿会社・日本郵船は本社約定。
 2. 外国汽船は本社・門司支店約定。
 3. 地方売炭・臨時売炭は香港支店約定。
 4. 臨時売炭＝合計－(汽船計＋地方売炭計)。
 5. 宮尾炭は社外炭。
 6. 引渡先内訳合計と銘柄別内訳合計は不一致。

〔出典〕『年報(香港)』1907年度、6～8頁、および23～25頁、より作成。

四二・〇%を占め、ともに鯨田炭のみ購入していること、両社は本社約定であったことである。P&Oは、香港支店取扱炭合計に対して鯨田塊炭八・五%、鯨田粉炭七・八%、計一六・三%、日本郵船は鯨田切込炭二五・七%を占めた。鯨田炭は、香港支店が取り扱う最上位炭であったが、定期遠洋航路に就航している両社は優良炭の最良の顧客であった。

第三に、地方売では鯨田炭に加えて、新入炭と佐与炭が取り扱われていることである。地方向けでは工場用が多くなり、より低価格を要求されたのである。両炭を合計すると、鯨田炭を上回っていた。

次に、銘柄別内訳に移ろう。

香港支店が取り扱った石炭の割合は、鯨田炭七二・八%、新入炭一八・一%、佐与炭九・〇%、宮尾炭〇・一%、の順となっている。高価格の鯨田炭が圧倒的割合を占めており、やはり香港は三菱にとってかけがえのない特別な優良市場といえよう。しかし、工場用炭の販路を開拓するためには新入炭や佐与炭が必要とされたのである。

形状別内訳では、塊炭二〇・九%、粉炭一二・九%、切込炭六六・一%となっている。塊炭が粉炭の一・六倍もの割合を占めており、船舶燃料炭需要の多い香港石炭市場の特徴がここにも映し出されていたのである。

五〇・〇%、臨時売炭七・二%、の順となることである。地方売は主に香港の中国商人向け販売であつて、さらに工場、小海運会社、一般都市需要、そして広東向けとして販売された。臨時売炭は、汽船、石炭商向けが中心であった。かつて香港といえば船舶燃料炭向けが圧倒的割合を占めていたが、一九〇七年度三菱香港支店の売炭では汽船向けは半ばを大きく割り込んでいた。ただし、臨時売炭には汽船向けが含まれており、また中国商人は近海航路向け汽船にも販売していたと思われる。したがって、実際の汽船向けはここで示される割合よりも高くなるはずである。

第二に、P&Oと日本郵船をとりあげると、香港支店取扱炭の

第15表 三菱香港支店地方売約定一覧表(1911年6月～1912年5月)

月	炭種	毎月数量(t)	引渡期間	炭価	数量合計(t)
6	鯰田塊	1,575	1911.6～12(7ヵ月)	8.15	9,450
	鯰田小塊	700	1911.6～12(7ヵ月)	7.15	4,200
	鯰田ピラー一切	200	1911.6～12(7ヵ月)	7.00	1,200
	新入二等切	4,500	1911.6.7～12(6、7ヵ月)	6.00	22,500
	金田粉	1,000	1911.7～12(6ヵ月)	6.00	6,000
	唐津塊	270	1911.6～12(7ヵ月)	—	1,600
	唐津粉	1,220	1911.6～12(7ヵ月)	—	7,300
	小計	9,465			52,250
7	鯰田小塊			—	100
8	鯰田塊			—	250
	鯰田小塊			—	280
	小計				530
9	佐与切	300	1911.9～12(4ヵ月)	—	1,200
	新入ピラー一切	500	1911.10～11(2ヵ月)	—	1,000
	小計	800			2,200
10	新入二等切	平均 333	1911.10～12(3ヵ月)	—	1,000
	佐与切	平均 1,708	1911.11～1912.4(6ヵ月)	—	10,250
	小計	2,041			11,250
12	鯰田塊	—	1912.1～12(12ヵ月)	—	—
	鯰田粉	—		—	—
1	鯰田塊	1,775	1912.1～12(12ヵ月)	8.00	21,300
	鯰田塊	300	1912.1～10(10ヵ月)	8.00	3,000
	鯰田小塊	450	1912.1～12(12ヵ月)	7.20	5,400
	鯰田ピラー一切	200	1912.1～10(10ヵ月)	6.90	2,000
	鯰田ピラー一切	200	1912.1～6(6ヵ月)	6.90	1,200
	新入二等切	3,000	1912.1～6(6ヵ月)	6.00	18,000
	鯰田切	—		—	—
	小計	5,925			50,900
2	岸岳塊	200		8.00	200
	佐与塊	600		6.50	600
	相知粉	200		6.00	200
	唐津粉	1,000		5.10	1,000
	小計	2,000			2,000
3	新入ピラー一切	600	1912.4～12(9ヵ月)	—	5,400
	新入ピラー一切	2,650	1912.6～12(7ヵ月)	—	18,500
	鯰田ピラー一切	1,500	1912.5～7(3ヵ月)	—	4,500
	金田粉	1,350	1912.4～12(9ヵ月)	—	12,150
	小計	6,100			40,600
4	鯰田塊	125	1912.5～12(8ヵ月)	8.00	1,000
	金田粉	125	1912.4～12(8ヵ月)	5.65	1,000
	小計	250			2,000
5	鯰田粉	800	1912.5～12(8ヵ月)	—	6,400
	鯰田小塊	700	1912.6～12(8ヵ月)	—	4,900
	鯰田切	800	1912.4～12(8ヵ月)	—	6,400
	新入ピラー一切	2,000	1912.4～12(8ヵ月)	—	16,000
	新入ピラー一切	1,750	1912.6～12(7ヵ月)	—	12,250
	佐与切	3,600	1912.5～12(8ヵ月)	—	28,800
	佐与切	2,500	1912.6～12(7ヵ月)	—	17,500
	金田粉	800	1912.5～12(8ヵ月)	—	6,400
	小計	12,950			98,650
	合計				260,480

(二) 一九一一年六月～一九二二年五月
 第15表は、三菱香港支店地方売約定一覧表である。

〔出典〕『記事月報』第1号～第12号、より作成。

地方売は、香港支店直接の約定によるものであったが、三菱の約定方針では、前述したように一年を上半期（一～六月）と下半期（七～十二月）に分けて、それぞれの期初前後に集中的に長期・大口の約定を締結することとなっていた。同表によれば、一九一一年六月に五二、二五〇トン（合計の二九・九％）、翌一二年一月に五〇、九〇〇トン（同二九・一％）、五月に一二、九五〇トン（同七・四％）の約定を取り結んでおり、三ヵ月合計は年間合計の六六・四％に達していた。同表によれば、三月にも四〇、六〇〇トン（同二三・二％）のまとまった約定があり、これら四ヵ月合計では八九・六％となり、集中約定方針は貫徹されていたことが知られる。

以下、各月の約定について月を追ってみていこう。

一九一一年六月について、『記事月報（香港）』第一号は、次のように記している。⁸⁰

「五月迄ノ地方売約定ハ昨年十二月中ノ締結ニ係リ（略）今ヤ其大数ヲ受渡シ余ス処幾バクモナク且ツ満洲ベスト以後暫ラク当地ニ跡ヲ絶チタリシ撫順炭再来ノ報アリタルヲ以テ急遽新契約ノ締結ニ取掛リ（略）一ヵ月ノ約定高九千四百六十五噸ニ達シ本期ヨリ約定数量ヲ増加セントノ希望ハ半バ達セラレタリ」

前記六月の集中的約定の事情についてふれられており、それが順調に進み、約定増加の希望もほぼ達成されたのである。また、三菱が撫順炭の動向に注意を払っていたことも知られる。同月の約定炭種を取り上げると、塊炭（鯨田、唐津）、粉炭（金田、唐津）、切込炭（鯨田、新入）、

小塊炭（鯨田）と、多くの形状と品質の石炭を扱っていた。また、それに応じて価格差があった。例えば、鯨田塊炭は高品質・高価格であり、トン当り八・一五ドル、これに対して鯨田小塊炭は同七・一五ドル、トン当り一ドルの価格差があった。小塊炭は粉炭より選別されたので、比較的廉価であった。かくて、鯨田塊炭に手の届かない需要家に対しては鯨田小塊炭によって販路を確保したのである。多くの品種を取り揃えることで、競争条件を有利にすることが知られる。

翌七月は、鯨田小塊炭一〇〇トンの約定であったが、同月には取扱品種の増加努力がみられたことが注目される。『記事月報（香港）』第二号は、次のように記している。⁸¹

「一度市場ヲ退キタル佐与切込炭ヲ再ビ売込マントノ希望ヲ以テ見本炭ヲ取寄セ目下売約交渉中」

佐与炭が一度市場を退いた事情は不詳であるが、前述したように、佐与炭には品質に難点があり、それが問題とされたのではないかと推測される。価格は鯨田炭より安く、品質の改善の程度によって十分販路の開拓が可能と判断されたのである。

八月は計五三〇トンの売約しかなく不振で、「専ラ既約炭ノ受渡ニ従事シタリ」と記されている。十月は、「荷捌甚ダ良好ナリキ」と記されるように、約定は一、二五〇トンに上った。十一月は地方売約定の記録はなく、辛亥革命の影響が表れたのではなからうか。十二月は「来年度約定」⁸⁴の時期にあたるが、二件の約定が成立しただけであった。一つは、スタンダード石油会社とのもので、従来と同一の条件とされた（鯨田塊、

数量不詳)。もう一つは、香港のランドリー会社との新約定であった(鯨田粉、数量不詳)。三菱にとつて、地方売約定は危機的な状況にあったが、『記事月報(香港)』第七号は、次のように記している。⁸⁵⁾

「即ち重ニ対支那人契約ハ本月ヲ以テ契約期間満了ヲ告グルモノ多キヲ以テ先般來改約方百方尽力中ナレド今回清国ニ於ケル革命運動ノ影響ハ需要家並ニ石炭商ノ購買力ヲ減少セシメタルト本年度製糸業不成績ノ結果トニ因リ商談思ヒノ外ニ困難ナリ、且ツ鯨田塊炭ノ需要者タル広東製糸業家が目下大部分操業ヲ中止シ居ル為メ予期ノ数量ヲ得ルコト能ハズ目下必死交渉中ナリ」

三菱香港支店は、辛亥革命と製糸業の不振のために、予期の約定を結ぶことができなかった。しかし、一方で汕頭ブラッドレー商会との間に「臨時売炭約定」が成立した。これは、後述するように翌一月引き渡された。通常、臨時売炭は時間をおかず引き渡されるが、この売炭は珍しい事例であった。なお、当該売炭では「右送炭船トシテハ大治丸ヲ回航ノ事ト為シタリ」と記されている。大治丸は、元來八幡製鉄所向け大治鉄鉱石の運搬船として三菱長崎造船所において建造されたものであり、往航便に石炭、帰航便に大治鉄鉱石を積載していた。しかし、冬季の長江減水期には大型汽船が通航できなくなり、冬季は鉄鉱石の積み出しはできなかった。⁸⁷⁾ そのため、もっぱら運炭船として利用されていたのである。

一九一二年一月も改約月にあたり計五〇、九〇〇トンの約定を得たが、前年六月のそれを下回った。『記事月報(香港)』第八号は、その事情に

ついて「清国事変ノ為メ金融逼迫ノ折柄旧節季ニ近ヅキタルヲ以テ予期ノ如キ取引ヲ見ズ」と伝えている。⁸⁸⁾ 翌二月は中国の旧正月に当たり、同第九号は、「二月ニ入りテハ支那節季ニ押迫リ金融逼迫尙擱不活発」と記しており、約定は二、〇〇〇トンと低調であった。

しかし、三月は「幾分カ好気配」とされ、四〇、六〇〇トンもの大量約定となった。三月の約定は、四件のうち引渡期間九ヵ月二件、七ヵ月一件、三ヵ月一件となっており、改約期の約定と基本的に同じ性格であった。ここからは、上半期・下半期の改約期以外では、三月もそれに準ずる時期であったとの想定が可能であろう。そして、五月は下半期の改約期にあたり、八件合計九八、六五〇トンという未曾有の約定高となった。引渡期間は、八ヵ月五件、七ヵ月三件となっており、いずれも長期約定であった。三菱香港支店は、三月と五月の約定によって、後述するように、香港輸入炭総額におけるシェアを大きく高めたのである。

第16表は、三菱香港支店石炭売渡高一覧表である。

同表によれば、香港支店売渡炭合計の内訳は、汽船一九・四%、汽船以外六二・三%、そして臨時売炭八・三%となっている。基本的に汽船供給炭は本社・元扱店の約定炭であり、汽船以外および臨時売炭は香港支店直接の約定炭であった。以下、順に各売渡高について掘り下げて検討したい。

まず、汽船用である。香港といえは国際自由貿易港として発展を遂げてきたことで知られ、かつて香港の石炭需要は汽船用が大宗をなした。しかしながら、当該期には三菱では汽船供給炭は三〇%程度の水準となっていた。三菱の傘下には、汽船用優良炭を産出する炭坑が多かったため、三菱にとっては汽船用高級炭市場が相対的に狭まりつつあるこ

第16表 三菱香港支店石炭売渡高一覧表(1911年6月～1912年5月)
(単位:t)

年・月	汽船	汽船以外	臨時売炭	合計	シュワン・トーマス
1911.6	4,084	6,215		10,299	
7	3,112	5,396	1,280	9,788	
8	4,416	6,765	1,076	12,257	
9	3,311	10,673		13,984	2,220
10	2,999	10,089		13,088	2,900
11	3,354	9,221		12,575	1,700
12	4,347	8,244		12,591	
1912.1	4,375	3,691	2,874	10,940	4,100
2	4,303	7,255	1,890	13,448	
3	4,393	4,282	1,839	10,514	4,039
4	3,502	10,598	3,000	17,100	
5	3,598	14,469	935	19,002	
合計	45,794 (29.4)	96,898 (62.3)	12,894 (8.3)	155,586 (100)	14,959

(注) シュワン・トーマスは、独自に三菱炭を輸入しており、三菱香港支店売渡高として計算されないが、三菱炭の香港輸入高として考えられるものである。

〔出典〕『記事月報』第1号～第12号、より作成。

とを意味した。ところで、売渡高の月平均は約四、〇〇〇トンであって、最大月八月は最小月十月の一・五倍であって、比較的安定した供給高であった。売約高が改約月に集中する傾向があったのに対して、売渡高(引渡高)は平均化する傾向があった。

第17表は、三菱香港支店汽船供給炭一覧表(一九一一年六月～一九一二年五月)である。

同表の重要点を整理しておきたい。

まず第一に、供給先割合ではP&O五七・二%、日本郵船二八・六%、

第17表 三菱香港支店汽船供給炭一覧表(1911年6月～1912年5月)

供給先	炭種	合計
彼阿会社	鯰田塊	13,524 (29.5)
	鯰田粉	12,660 (27.6)
	小計	26,184 (57.2)
日本郵船	鯰田塊	13 (0.0)
	鯰田切	13,102 (28.6)
	小計	13,115 (28.6)
グラスゴー契約汽船	金田塊	1,170 (2.6)
	鯰田塊	935 (2.0)
	相知塊	625 (1.4)
	鯰田切	1,685 (3.7)
小計	4,415 (9.6)	
スタンダード石油会社	鯰田塊	1,380 (3.0)
コッケルライン汽船	鯰田切	230 (0.5)
Etablissement du Tongon	門司普通切	140 (0.3)
諸国汽船	焚料炭	240 (0.5)
暹羅駆逐艦	金田塊	90 (0.2)
合計		45,794 (100)
銘柄別内訳		
	鯰田炭	43,529 (95.1)
	金田炭	1,260 (2.8)
	相知炭	625 (1.4)
	不明	380 (0.8)
形状別内訳		
	塊炭	17,737 (38.7)
	粉炭	12,660 (27.6)
	切込炭	15,157 (33.1)
	不明	240 (0.5)

〔出典〕第16表に同じ。

以上わずか二社で八五・八%を占めていたことである。第14表と比較すれば、二社の割合は低下したとはいえ、二社依存体制に変わりはない。しかも、二社は全て鯰田炭を使用しており、鯰田炭供給高合計の九〇%を占めた。二社依存体制とは、香港支店においては、量の面でも、質の面でもあてはまったのである。

第二に、同表銘柄別内訳によれば、鯰田炭だけで合計の九五・一%を占めて他炭を圧していたことである。そして、鯰田炭の内訳を同表より計算すると、塊炭三四・六%、切込炭三三・八%、粉炭二七・六%の順となっており、価格が高くとも、汽船用には塊炭や切込炭が選好されていたこ

とが知られる。

第三に、形状内訳によれば、塊炭三八・七%、切込炭三三・一%、粉炭二七・六%、の順となつていたことである。定期遠洋航路の汽船は、優良な塊炭、切込炭を中心に購入したのである。

なお、三菱炭の汽船供給先が主としてP&Oと日本郵船であつたため、以上のような構成となつたことに注意しておく必要がある。汽船といつても、沿岸航路、河川汽船、小蒸気船では、なによりも低価格を需要していた。したがつて、そこにおいては購入炭の品質も、形状構成も、大きく異なつていたと考えられる。具体的には、低価格の粉炭、切込炭を需要していたのである。

次に、汽船以外供給炭に移ろう。これは基本的に地方売約定であつて、主として工場用、鉄道用、一般都市需要が想定されるが、小海運会社向けもあつたと思われる。この直接の販売先は、ほとんど中国人の石炭商であつた。そして、このうちの一、二割程度が広東に積送されたと推定されていた。

第18表は、三菱香港支店汽船以外供給炭内訳表（一九一二年六月～一九一二年五月）である。

同表の重要点をまとめておきたい。

まず第一に、銘柄別割合では鯰田炭四一・一%、新入炭三七・〇%、佐与炭一三・九%、以上で九二%を占めていたことである。汽船向けとは異なり、鯰田炭の割合は大きく低下し、代わつて新入炭や佐与炭が重要

第18表 三菱香港支店汽船以外供給炭内訳表(1911年6月～1912年5月)

銘柄	形状	数量
鯰田	塊	11,280 (11.6)
	粉	640 (0.7)
	切	22,684 (23.4)
	小塊	5,233 (5.4)
	計	39,837 (41.1)
新入	塊	90 (0.1)
	粉	265 (0.3)
	切	30,780 (31.8)
	二等切	4,720 (4.9)
	小塊	42 (0.0)
	計	35,897 (37.0)
佐与	塊	2,089 (2.2)
	切	11,361 (11.7)
	計	13,450 (13.9)
金田	粉	4,862 (5.0)
	切	48 (0.0)
	計	4,910 (5.1)
唐津	塊	973 (1.0)
	粉	1,432 (1.5)
	計	2,405 (2.5)
高島	粉	330 (0.3)
拾得炭・雑炭	不明	77 (0.1)
合計		96,898 (100)
形状内訳	塊	14,432 (14.9)
	粉	7,529 (7.8)
	切	64,873 (66.9)
	二等切	4,720 (4.9)
	小塊	5,275 (5.4)
	不明	77 (0.1)

(注) 1. 臨時売炭を含まない。
2. 合計は第16表に同じ。

〔出典〕 第16表に同じ。

な割合を占めるようになった。工場用では、一般的に品質より価格が重視されたからである。

第二に、形状別では切込炭六六・九%、塊炭一四・九%、粉炭七・八%、小塊炭五・四%、二等切込炭四・九%、の順となつたことである。ここでも汽船向けとは大きく異なり、切込炭が他を圧倒しており、高価な塊炭は敬遠されたのである。さらに、粉炭や小塊炭、二等切込炭のように塊炭より廉価な形状が必要されていた。多くの品種が必要となるのである。ただし、通常工場用炭といえ、粉炭が主流をなしたが、三菱香港支店では切込炭が選好されたところに大きな特徴があつた。

第19表は、三菱香港支店地方売約定炭価表である。

第19表 三菱香港支店地方売約定炭価表(1912年1~2月)
(炭価:トン当りドル)

形状	銘柄	炭価	約定月
塊	鯰田	8.0	1月
	岸岳	8.0	2月
	佐与	6.5	2月
粉	相知	6.0	2月
	唐津	5.1	2月
切	鯰田	6.9	1月
二等切	新入	6.0	1月
小塊	鯰田	7.2	1月

〔出典〕『記事月報(香港)』第8、9号、より作成。

地方売約定は、基本的に汽船以外供給炭であるが、同表によれば、同じ塊炭であっても、鯰田炭と佐与炭では、トン当たり一・五ドルの価格差があった。また、粉炭においても相知炭と唐津炭、切込炭でも鯰田切込炭と新入二等切込炭では同〇・九ドルの価格差がみられた。さらに、鯰田小塊炭は同切込炭よりも同〇・三ドル高かった。小塊炭は粉炭から選別されたので、販売する側においても粉炭で売るよりメリットがあったことが分かる。以上のように、品種の相違は価格差に結び付いており、地方売約定において多くの品種を揃えることは、それだけ需要家獲得に有利であった。

次に、臨時売炭をとりあげておきたい。臨時売炭では、一九一二年一

月以降の販売先が判明する。一月汕頭ブラッドレー商会二、八七四トン(前記十二月臨時売炭約定分)、二月J.M.&Co.一、八九〇トン、三月香港船渠会社四〇五トン、四月汕頭ブラッドレー商会三、〇〇〇トン、五月シュワン・トーマス商会三二五トン、汽船用一七〇トンであった。ブラッドレー商会は有力石炭商である。不足分を三菱香港支店から補充したのであろう。また、J.M.&Co.やシュワン・トーマス商会も、前掲第10表に示したように、香港の石炭商であった。臨時売炭では、大部分が非中国系石炭商向けであった。

V. 三菱香港支店の経営収支

1. 貸借対照表の構成

第20表は、三菱香港支店貸借対照表貸方(負債義務二属スル分)一覧表である。

主要な勘定について、整理しつつ順にみていくこととする。「本社」、「本社鉱業部」、「固定資金」の三勘定は、名称は変化しているが、基本的に本社関係勘定として同じ性格の勘定である。計上されている金額は、後掲第21表の固定資産小計の金額に一致している。したがって、当該勘定は本社資金のうち、固定資産に充当された資金を示している。計上金額は、一九〇八年度の二九・九万ドルをピークとして一九一〇年度まで漸減し、一九一一年度に二九・七万ドルとわずかに増加した。減少は、基本的に消却によるもので、減失や譲渡もあるかもしれないが、ほとんどの場合審らかではない。

「本社当座」、「本社鉱業部当座」、「本社営業部取引」の三勘定は、名

第20表 三菱香港支店貸借対照表貸方(負債義務ニ属スル分)一覽表
(単位:ドル)

勘定科目	1908	1909	1910	1911
本社	298,668			
本社当座	61,587			
本社鉱業部		297,252	296,456	
本社鉱業部当座		6,783	24,449	
固定資金				297,069
本社営業部取引				120,073
傭使人扶助基金				
傭使人退隠基金		87	104	
傭使人疾病共済基金		0.4	0.4	
仮預金	14,714	3,955	8,748	3,652
勤儉預金		367		
純利益		2,569		
合計	374,968	311,014	329,758	420,794

(注) 1908年度は1908年4月～9月(6ヵ月)。1909、10年度は前年10月～当該年9月。1911年度は1910年10月～1911年12月(15ヵ月)。以下同様。

[出典]『支店勘定書』IV、より作成。

称は変化しているが、「本社」勘定の場合と同様に、基本的に本社当座関係勘定として同じ性格の勘定である。当該勘定は相殺勘定であるため、貸方に計上されている場合には香港支店の本社当座借越高を示すことになる。同表では、一九〇八～一九一一年度にわたってすべて貸方計上であることから、香港支店では本社当座借越が続いていたことが分

かる。当該勘定は、運転資金(流動資産)をまかなうものであったが、一九〇八年度六・二万ドルであったものが、〇九年度〇・七万ドルに激減し、一九一〇年度二・四万ドルに増加、そして翌一一年度二一・〇万ドルと前年度比九・六万ドルもの激増となった。この増加については、後に借方の勘定を検討する際に、あらためてふれることとしたい。

「仮預金」勘定については、一九一一年度三菱上海支店の「財産目録」に「売炭契約ニ係ル手附金外」との注記がある。したがって、ここでは、基本的に売炭契約に伴う保証金と理解しておくこととしたい。三菱の約定売炭は、通常長期・大口を特徴としており、約定が履行されないとりスクも大きかったのでこのような保証金を受け取っていたものである。計上金額が大きく変動しているが、保証金の多寡は売約に影響するので、景況や相手の信用などに応じて、ある程度まで柔軟に対応していたのかもしれない。

「純利益」勘定は、一九〇九年度のみに計上されている。ただし、後掲第28表によれば、一九一一年度も純益を計上していた。

以上、貸借対照表貸方をみてきたが、合計に対して本社関係勘定と本社当座関係勘定の割合がほとんど全部を占めており、香港支店が本社資金によって支えられていたことが分かる。なお、本社関係勘定は一九〇八年度では合計の七九・七%、一九一一年度においても七〇・六%と極めて高い水準にあった。これは、香港支店の営業が売炭活動にとどまっていたことを反映するものであろう。新規業務に進出すれば、本社当座関係勘定の割合が高まることが予想されるからである。

第21表は、三菱香港支店貸借対照表借方(財産権利ニ属スル分)一覽表である。

第21表 三菱香港支店貸借対照表借方(財産権利二属スル分)一覽表

(単位:ドル)

勘定科目	1908	1909	1910	1911
地所	284,504	284,504	284,504	286,013
家屋				
小蒸気船	14,164	12,747	11,473	10,660
器具機械				396
備品		561	479	
固定資産小計	298,668	297,252	296,456	297,069
石炭掛代金	5,783	6,001	7,508	
売掛代金				48,933
仮払金	552	1,026	2,007	1,540
正金	825	140	149	198
香上銀行当座	2,288	1,141	3,685	6,434
正金銀行当座	41,587	1,224	2,315	29,903
台湾銀行当座	17,262	3,670	16,817	36,718
純損失	8,004		820	
合計	374,968	311,014	329,758	420,794

〔出典〕第20表に同じ。

主要な勘定について、整理しつつ順にみていくこととする。「地所」、「小蒸気船」、「器具機械」、「備品」の四勘定は、固定資産勘定に属している。以上四勘定合計は、同表において固定資産小計として示している。それは、前述したように、前掲第20表の本社勘定の金額に一致している。

まず、地所勘定からみておこう。上海支店は、すでに述べたように、支店は借家住まいであったが、貯炭場については開設後まもなく地所を購入して建設に着手した。一九〇八年度「地所勘定明細表」によれば、地所勘定二八四、五〇四ドルの内訳は、「地所買入代並二登記料其他」二六三、三五五ドル、「九龍地所工事監督料」二二、一四九ドル（「九龍貯炭場出張所建築費」五八五ドルを含む）であった。⁽⁹²⁾ 三菱合資としては、貯炭場に大きな投資を行ったので、支店用の社有建物は我慢したのかもしれない。

「小蒸気船」は、三菱門司支店より譲渡されたもので、三菱合資として新たな負担を必要としたものではない。譲渡原価は一五、二五〇ドル、一九〇八年一月一日から同年九月三〇日まで消却率年一〇%を控除して一四、一六四ドルが計上された。⁽⁹³⁾ 以後も、消却率年一〇%であった。

「器具機械」の内容は不詳である。一九一一年度三菱香港支店の「貸借対照表」によれば、同器具機械は、前年度五六一ドルで取得し、前年度・本年度消却計一六四ドルを控除して残高三九六ドルを計上したものである。⁽⁹⁴⁾ 香港支店は、石炭営業に専念していたので、石炭の揚げ降ろし用あるいは計量用の機械を設置したのではなからうか。

「備品」は一九〇九年度五六一ドル、翌一〇年度四七九ドルが計上されている。香港支店の「貸借対照表」によれば、一九〇九年度備品原価は八五八ドル、消却二九七ドル、一九一〇年度備品原価は五六一ドル、消却八一ドルであって、消却を控除して各年度残高が算出されている。⁽⁹⁵⁾ 消却率は、順に三四・六%、一五%であった。ただし、翌一九一一年度の処理方法は不詳である。同年度に残高はないが、消却や譲渡の記録は記載されていない。残高金額を消却したのであれば、消却率は一〇〇%

となる。

以上、固定資産四勘定をみてきたのであるが、香港支店会計独立は一九〇八年四月のことであったから、それは門司支店からみれば香港支店の貯炭場を完成し、小蒸気船を引き渡して後に会計独立を認めたことになる。上海支店では、会計独立後支店の固定資産投資が始まっており、支店によって異なる対応がみられたのである。支店会計独立の意味については、今後の課題としたい。また、消却率についていえば、小蒸気船と一九一〇年度備品は三菱合資の標準消却率に従っていたが、器具機械や一九〇九、一〇年度備品はそれを上回る消却率が適用されていたと想定される。三菱の堅実経営が看守されよう。

次に、流動資産勘定に移ろう。

「石炭掛代金」は、一九一一年度に「売掛代金」と変更された。他の東アジア海外支店では、雑貨取扱に進出しており、一般的な名称である売掛代金勘定の開設が必要となっていた。香港支店は、石炭取扱專業を続けたので、この時期において変更は不要であったが、全社的必要から変更されたものである。石炭掛代金は、一九〇八〜一〇年度において、五、〇〇〇〜七、〇〇〇ドル台で推移していたのが、一九一一年度に突然五万ドル弱に跳ね上がった。しかし、これは急に売上が増加したのではなく、同年度は決算期日が同年九月末から十二月末に変更されており、その間に十月に辛亥革命が勃発し、販売代金の回収が滞ったためではないかと推測される。

次に、銀行当座勘定をみておくこととしたい。香港支店の取引銀行には、香上銀行（香港上海銀行…筆者注）、正金銀行、および台湾銀行があった。香港支店では、当座残高からみれば、正金銀行と台湾銀行

行を主として利用していたと考えられる。三銀行の当座残高合計は、一九一〇年度に二・三万ドルであったのが、翌一一年度に七・三万ドルと三倍に急増していた。銀行当座残高は、本来大部分が石炭販売代金であった、門司支店に送金すべきものであったと思われる。ただし、時期によっては本社当座借越高に對して、その返済に充当される資金でもあった。一九一一年度は、前述したように、本社当座勘定が前年度比九・六万ドル増加していたが、これは石炭掛代金同四・二万ドル増と三銀行当座

第22表 三菱香港支店総勘定元帳貸方一覧表(1908年)

(単位:ドル)

勘定科目	4月	5月	6月	7月	8月
本社勘定				299,754	299,754
本社当座勘定	116,683	215,231	69,151	89,336	122,290
傭使人扶助勘定	2	80	83		
仮預金勘定	3,000	3,016	6,830	22,498	3,638
営業利益	1,566	5,101	6,811	9,157	10,798
合計	121,251	223,428	82,876	420,746	436,480

(注) 元帳には、門司支店勘定が、毎月貸方、借方に同額が計上されており、相殺勘定のために、貸方、借方の残高はゼロとなり、本表には計上がなくなっている。金額は4月109,222ドル、5月233,456ドル、6月278,320ドル、7月335,083ドル、8月374,486ドル、となっている。

〔出典〕『自明治41年4月至同年8月 香港支店貸借試算表』、より作成。

同五・〇万ドル増、計九・二万ドルの増加に対応していたことが知られる。香港支店において石炭掛代金と銀行当座残高が急増するなかで、同支店は本社当座借越高を増加させて事態を乗り切ろうとしていたと解することが可能であろう。

ところで、断片的な史料であるが、一九〇八年四月から同年八月までの五ヵ月分の香港支店の「総勘定元帳」が残されている。同支店の会計独立後の初年度の事業年度が一九〇八年四月～九月であるから、「総勘定元帳」は九月を除いてカバーしていることになる。そこで、ここで参考として、「総勘定元帳」の貸方、借方を順にみておくことにしたい。

第22表は、三菱香港支店総勘定元帳貸方一覧表である。

同表の重要点をまとめておきたい。

第一に、本社勘定が一九〇八年七月より計上されていることである。会計独立と同時に香港支店に本社勘定が設定されたものではなかった。このタイム・ラグの意味は判然としないが、本社勘定は固定資産に充当されていたので、一定の準備期間が必要であったのかもしれない。

第二に、本社当座勘定は四月から設定されていたことである。毎月の変動には驚くべきものがある。

第三に、営業利益が毎月計上されており、当該期間は表面的には順調であったようにみえることである。

第四に、同表の(注)に記したように、元帳の貸方、借方に毎月門司支店勘定の記載があり、同額が計上されて相殺され、残高がゼロとなっていることの意味である。門司支店勘定は、貸方では石炭の販売代金を示し、借方は門司支店送金額を示していると考えることが可能である。もしこの想定が正しければ、香港支店の一年間の石炭販売高は、単純計

第23表 三菱香港支店総勘定元帳借方一覧表(1908年)

(単位:ドル)

勘定科目	4月	5月	6月	7月	8月
地所勘定				284,504	284,504
小蒸気船勘定				15,250	15,250
備品勘定		50	50	230	239
現金勘定	151	371	791	156	82
香上銀行当座勘定	24,768	45,485	12,426	12,288	12,288
台湾銀行当座勘定			41,488	75,359	84,212
正金銀行当座勘定	89,667	112,667	25,390	17,727	20,290
石炭掛代金勘定	6,410	63,234	2,491	1,285	4,796
仮払金勘定	254	1,621	240	116	988
滞金勘定				13,832	13,832
合計	121,251	223,428	82,876	420,746	436,480

〔出典〕第22表に同じ。

算でおよそ三二〇万ドルという勘定となろう。

第23表は、三菱香港支店総勘定元帳借方一覧表である。

同表の重要点を次にまとめておきたい。

第一に、一九〇八年七月より地所勘定と小蒸気船勘定が計上されており、両勘定の合計は本社勘定に一致していることである。

第二に、備品勘定が五月以降毎月計上されていることである。しかし、この金額は本社勘定には含まれていず、固定資産扱いではなかった。

第三に、銀行当座勘定には香上銀行、台湾銀行、および正金銀行の三行が計上されているが、台湾銀行は六月以降計上され、四・一万ドルから八月に八・四万ドルに倍増していることである。しかし、前掲第21表では九月には一・七万ドルに激減しており、台湾銀行との巨額の取引は短期間であつたようである。

第四に、七月、八月に滞金勘定一三、八三二ドルが突然計上されていることである。しかも、同勘定は、前掲第21表には計上されていなかったのである。実は当該滞金は、後に第28表において示すように、一九〇八年度に損金処理されてしまったのである。当該滞金の内容は史料的には不詳というほかないが、計上された前月の六月にはそれを示唆するような勘定を見出すことができないことである。同表に貸金勘定はなく、石炭掛代金勘定は六月において二、四九一ドルにすぎない。そうだとすると、七月中の石炭販売先において倒産のような不測の事件が生じ、ただちに滞金勘定に計上したのかもしれない。同月、本社当座勘定や仮預金勘定が激増しており、滞金発生という事態に対する対応であつたとの解釈が成り立つであらう。

2. 営業勘定表、損益勘定表

三菱合資会社傘下各場所の決算過程は、通常営業表段階と損益勘定表段階の二段階から構成されており、それは香港支店においても同様であつた。ここでは、両表を順にみていくこととしたいが、香港支店は開設後一九〇八年四月会計独立となるため、営業勘定表は会計門司支店所属のもとに作成された一九〇七年度（一九〇六年九月～一九〇七年八月）、および一九〇八年度（一九〇七年九月～〇八年三月）の二年度分と、

第24表 三菱香港支店営業勘定表貸方一覧表(門司支店所属期)
(単位:円)

勘定科目	1907	1908	合計
石炭取扱手数料	22,047	13,186	35,233 (58.0)
数引及秤量賃	2,695	14,951	17,646 (29.0)
倉敷料	3,169		3,169 (5.2)
利子	2,058		2,058 (3.4)
雑収入	51	1,205	1,256 (2.1)
バスケット代	582		582 (1.0)
交換利益	809		809 (1.3)
合計	31,411	29,342	60,753 (100)

(注) 1907年度は、1906年9月～1907年8月、1908年度は、1907年9月～1908年3月(7ヵ月)。第25表の期間も同様。

〔出典〕『支店勘定書』Ⅲ、Ⅳ、より作成。

会計独立後の一九〇八年度（一九〇八年四月～同年九月）、一九〇九年度、一九一〇年度、一九一一年度（一九一〇年十月～一二年十二月）の四年度分に分かれる。なお、門司支店所属期では貨幣単位は円であるが、会計独立後は香港ドルの表示に変化することに注意する必要がある。第24表は、三菱香港支店営業勘定表貸方一覧表（門司支店所属期）である。

同表にみられる重要点を整理しておきたい。収益勘定の二ヵ年度合計は六〇、七五三円となり、そのうち石炭

第25表 三菱香港支店営業費一覧表(門司支店所屬期)

(單位:円)

勘定科目	1907	1908	合計
給与及手当	14,460	8,496	22,956 (32.6)
雇人費	1,064	2,888	3,952 (5.6)
旅費	2,738	3,586	6,324 (8.8)
家賃	2,239	1,264	3,503 (5.0)
社宅費	7,766	2,819	10,585 (15.0)
小蒸気船		916	916 (1.3)
自営取扱炭用バスケット代	1,834	491	2,325 (3.3)
交際費	1,747	1,352	3,099 (4.4)
通信費	2,012	1,161	3,173 (4.5)
備品	2,655	120	2,775 (3.9)
電燈費	182		182 (0.3)
消耗品・文具	366	127	493 (0.7)
新聞雑誌費	445	208	653 (0.9)
諸税金	1,682	1,362	3,044 (4.3)
雑費	4,980	1,515	6,495 (9.2)
その他勘定	36		36 (0.1)
営業費合計	44,207	26,305	70,512 (100)
営業損益	△ 12,797	3,037	△ 9,760

(注) 営業損益=営業利益-営業費。

〔出典〕第24表に同じ。

取扱手数料三五、二三三元(五八・〇%)、数引及秤量賃・倉敷料計二〇、八一五円(三四・三%)、利子二、〇五八円(三・四%)、雑収入一、二五六(二・一%)、交換利益八〇九円(一・三%)、バスケット代五八二円(一・〇%)、の順となる。石炭取扱手数料、および数引及秤量賃・倉敷料は合わせると九二・三%に達するが、香港支店が売炭代理店の営業の継承を目的として開設されたものであり、売炭にかかわる最も重要な収益であった。「数引及秤量賃」の具体的内容が判然としないが、会計独立後の営業勘定表では「石炭諸掛」と表記されており、石炭の揚

げ降ろしや秤量に伴う手数料のような付加的収入と想像される。また、倉敷料は受け入れ石炭に対して貯炭場利用料として徴収していたものと推測される。

以上のように、売炭に専業する香港支店の営業勘定表貸方は、きわめて簡単な構成であった。

第25表は、三菱香港支店営業費一覧表(門司支店所屬期)である。

同表にみられる重要点を整理しておきたい。

営業費勘定の二カ年度合計は七〇、五二二円となり、主要な勘定を取り上げると、雇人費を含む給料及手当二六、九〇八円(三八・二%)、社宅費一〇、五八五円(一五・〇%)、旅費六、三二四円(八・八%)、家賃三、五〇三元(五・〇%)、通信費三、一七三元(四・五%)、交際費三、〇九九円(四・四%)、諸税金三、〇四四円(四・三%)、備品一、七七五円(三・九%)、の順となる。売炭営業を行う三菱香港支店にとって、以上の費目が大部分を占めるのは当然であろう。家賃は支店用の社有建物がなく、オフィスを借りていたために発生していた。また、社宅費も同様であった。二勘定合計では二〇%を占め、支店経費としては重い負担となっていた。なお、備品勘定が営業費に計上されているが、三菱合資では通常貸借対照表借方勘定に計上して消却を行って費用化する処理がとられている。当該勘定の内容は不詳であるが、消耗品に近い物品をこのように処理したのかもしれない。

ところで、営業損益をみておくと、一九〇七年度が大きな損失を計上したため、翌〇八年度は黒字であったが、両年度合計では一万円弱の赤字であった。支店創業期の経営は、かならずしも順調ではなかったといえよう。なお、門司支店所屬期には、支店独自の損益勘定表は作成され

第26表 三菱香港支店営業勘定表貸方一覧表

(単位:ドル)

勘定科目	1908	1909	1910	1911	合計
売炭手数料	16,525	28,871	23,630		69,026 (45.7)
倉敷料及石炭諸掛	10,212	15,952	17,853		44,017 (29.1)
囲炭料				22,687	22,687 (15.0)
石炭取扱費				6,273	6,273 (4.2)
利子	1,713	3,083	1,821		6,617 (4.4)
雑収入	721	414	103		1,238 (0.8)
交換利益			1,203		1,203 (0.8)
合計	29,172	48,320	44,610	28,960	151,062 (100)

(注) 1908年度は、1908年4月～08年9月、1909、10年度は前年10月～当該年9月、1911年度は、1910～1911年12月(15ヵ月)。第27表、第28表同様。

〔出典〕第20表に同じ。

ず、門司支店の損益勘定表の中に吸収されていた。

次に、会計独立後をみていくこととしたが、一九一一年度に決算方法が大きく変更されたため、一九〇八～一九一〇年度と一九一一年度は質的に接続しないことに注意を払う必要がある。

第26表は、三菱香港支店営業勘定表貸方一覧表である。

同表の構成は、先に指摘したように一九一一年度に大きく変更されていることである。要点をまとめておくことによる。第一点として、売炭手数料勘定、利子勘定、交換利益勘定、および雑収入勘定が消えているが、以上四勘定は後掲第28表損益勘定表貸方に移されたことである。そして、売炭手数料は単に手数料と表記されている。第二点として、倉敷料及石炭諸掛勘定は、囲炭料勘定と石炭取扱費勘定に分けて計上されていることである。

以上の点を指摘しておいて、同表にみられる重要点を整理することとしたい。

一九〇八～一九一一年度の三菱香港支店の収益勘定の合計は一五一、〇六二ドルとなり、そのうち主要な勘定は売炭手数料六九、〇二六ドル(四五・七%)、倉敷料及石炭諸掛(一九一一年度囲炭料と石炭取扱費を含む)七二、九七七ドル(四八・三%)、利子六、六一七ドル(四・四%)、交換利益一、二〇三ドル(〇・八%)、の順となる。香港支店の収益構造は、石炭収入で合計九四%を占め、依然として簡単なものであった。

第27表は、三菱香港支店営業費一覧表である。

同表の重要点を、次に整理しておく。

まず、一九〇八～一九一一年度の合計は一七二、四三〇ドル、そのうち主要な勘定は、雇人費を含む給料及手当五七、九九四ドル(三三・六%)、地所二〇、八七五ドル(一二・一%)、交際費一七、八〇七ドル(一〇・三%)、社宅費一六、一二四ドル(九・四%)、事務所費一五、〇三四ドル(八・七%)、通信費九、五五六ドル(五・五%)、旅費八、八一一下ドル(五・一%)、交

第27表 三菱香港支店営業費一覧表

(単位:ドル)

勘定科目	1908	1909	1910	1911	合計
給料及手当	5,484	15,834	14,848	19,755	55,921 (32.4)
雇人費				2,073	2,073 (1.2)
旅費	1,500	2,466	1,368	3,477	8,811 (5.1)
社宅費	2,704	6,545	6,875		16,124 (9.4)
傭使人退隠基金		12			12 (0.0)
傭使人疾病基金	4	0.2			4 (0.0)
小蒸気船	17	1,028	740	2,042	3,827 (2.2)
地所	1,488	3,639	3,088	12,660	20,875 (12.1)
事務所費	2,321	5,845	6,868		15,034 (8.7)
交際費	893	3,455	5,625	7,834	17,807 (10.3)
通信費	874	2,705	2,271	3,706	9,556 (5.5)
備品	121	111		1,522	1,754 (1.0)
通船費及車賃	275	591	929		1,795 (1.0)
消耗費・文具	287	436	321	453	1,497 (0.9)
新聞雑誌費	121	580	497	567	1,765 (1.0)
諸税金				4,231	4,231 (2.5)
雑費	360		501	1,603	2,464 (1.4)
交換損失	5,571	790			6,361 (3.7)
その他勘定			140	2,379	2,519 (1.5)
営業費合計	22,020	44,037	44,071	62,302	172,430 (100)
営業損益	7,152	4,283	538	△ 33,342	△ 21,369

- (注) 1. 営業損益 = 営業利益 - 営業費。
 2. 地所は、1911年度「地所建物業」。オフィス家賃、社宅費を合算したと
 考えられる。

〔出典〕第20表に同じ。

換損失六、三六一ドル(三・七%)、以上のような順となる。前掲第24表と同じく、人件費、交際費、旅費、通信費の割合が高く、合計すると五四・五%にも達する。また、オフィス家賃を含むと思われる事務所費、社宅費、地所の合計も三〇・二%となる。なお、地所勘定は一九一一年度「地所建物業」勘定と改称されている。これと同時に、社宅費と事務所費の勘定が計上されなくなっており、「地所建物業」勘定に合算され

たものである。

交換損失は、一九〇八年度五、五七一ドル、翌〇九年度七九〇ドルを計上したが、〇八年度は営業費合計の二五・三%を占め、人件費の二四・九%を超えていた。この点については、すでに前稿において指摘したように、一九〇七年十〜十二月における短期間の未曾有の銀貨下落・変動に続いて、翌〇八年四〜九月にも銀貨の下落が繰り返されたためと推測される。一九〇八年度三菱の海外支店の交換損失は、上海一・七万両、香港〇・六万ドル、漢口三・二万両、に達していた。

最後に、営業損益の推移をみておくと、一九〇八〜一九一〇年度では営業赤字であったが、一九一一年度は、三三三、三四二ドルの赤字であった。ただし、これは前述したように同年度において収益勘定の柱であった売炭手数料をはじめとして、利子、雑収入、交換利益の四勘定を営業勘定表から損益勘定表に移行したために生じたものである。利子、雑収入、交換利益の移行には意味があるとしても、売炭手数料まで移行することは、それを営業収益として扱わないことを意味し、営業勘定表を無内容化するものといわざるをえないであろう。

第28表は、三菱香港支店損益勘定表一覧表である。

同表は、前述したように一九一一年度に大きな変更があるので、一九〇八〜一九一〇年度と一九一一年度に分けてみていくこととした。

まず、一九〇八〜一九一〇年度においては、貸方は当期営業利益が計上されているだけであり、借方には消却高計が計上され、滞金勘定と純益金がそれぞれ一九〇八年度と一九〇九年度に計上されている。三菱の損益勘定表では通常消却、営業利益または営業損失、そして営業外損

第28表 三菱香港支店損益勘定一覧表

(単位:両)

	勘定科目	1908	1909	1910	1911	合計
借方	消却高計	1,325	1,713	1,359	1,613	6,010 (0.6)
	当期営業損失				33,342	33,342 (58.8)
	滞金勘定	13,832				13,832 (24.4)
	純益金		2,569		965	3,534 (6.2)
	借方合計	15,156	4,283	1,359	35,920	56,718 (100)
	当期営業利益	7,152	4,283	538		11,973 (21.1)
貸方	手数料				30,173	30,173 (53.2)
	利子				1,309	1,309 (2.3)
	交換利益				3,796	3,796 (6.7)
	雑収入				641	641 (1.1)
	純損失	8,004		820		8,824 (15.6)
	貸方合計	15,156	4,283	1,359	35,920	56,718 (100)

〔出典〕第20表に同じ。

益勘定を計上して最終の純損益が算出されるという構成となっている。一九〇八年度は八、〇〇四ドルの大きな純損失であったが、翌〇九年度は二、五六九ドルの純益金となり、一九一〇年度は再び八二〇ドルの純損失であった。経営的には不安定という印象を受けるが、とりわけ〇八年度については大きな純損失が問題となろう。

一九〇八年度損益勘定表は会計独立後はじめて作成されたものであつ

て、「香港支店第壹回損益勘定表」と表記されている。そこにおいて、前掲第23表でふれた「滞金勘定」一三、八三二ドルが計上されたのである。これがなければ、同年度は五、八二七ドルの黒字決算となるところであった。滞金の内容については史料的に一切不詳である。解約した売炭代理店（ゼフリース）に対するものとは考えにくいので、その後を生じた石炭販売金の回収困難な債権を、会計独立後の初年度の決算で損金処理したものではなからうか。このような巨額の滞金の発生が、あるいは会計独立を遅らせた事情の一つとなっていたかもしれない。堅実経営の三菱としては、珍しい事例である。

次に、一九一一年度に移る。前述したように、同年度には営業勘定表から手数料、利子、交換利益、雑収入の四勘定を損益勘定表に移行したのであるが、このため貸方に突然これらの勘定が計上されることとなった。手数料は、先に指摘したように売炭手数料と考えられるので、「純益金」の金額は変わらないとしても、営業勘定表と損益勘定表の性格を歪めるものであった。それはともかくとして、同年度九六五ドルの純益金を計上したのであるが、一九〇八〜一九一一年度に至る四カ年度の純損益合計では純損失五、二九〇ドルとなり、会計独立後の経営は滞金損金処理の負担もあって余り良好と評価できるものでなかった。ただし、一九一一年度において上海や漢口支店においては雑貨取引に関連して巨額の損失を計上していたことを考慮すれば、¹⁰⁾石炭専業の香港支店は大きなリスク要因もなかったといえよう。

VI. おわりに

三菱合資会社は、一九〇六年四月本社直轄の上海・香港両支店を開設し、両地におかれた売炭代理店を廃止するとともに売炭自営とした。さらに、同時に三菱門司支店の漢口出張所を本社直轄に移した。三菱合資会社は日露戦争後、東アジアへの直接進出を志向して、東アジア海外直轄三支店体制を構築したのである。その主な目的は、売炭自営による利潤の内部化と、販路を自ら直接に開拓しようとしたものである。しかしながら、上海と漢口の両支店では菱華公司を開設して雑貨取引に進出したのに対して、香港支店では明治末に至るまで石炭販売に専念することとなった。三菱の海外三支店は、それぞれの事業内容にまで立ち入って比較するとき、それぞれの具体的特徴が浮かび上がってきたのである。その事情は史料的には不詳であるが、三菱合資会社はそれぞれの立地条件に対応して海外支店が雑貨取引に進出するかどうかをある程度任せていたと考えてよいのではなからうか。

香港石炭市場は、日清戦争後においては船舶燃料炭需要を中心としていた。香港は当該期世界屈指の国際貿易都市であり、欧米とアジアを結ぶ定期遠洋航路、および中国大陸沿岸航路の結節点となっていた。そのため、高品質の塊炭や切込炭から低廉な切込炭や粉炭に至るまで大量の石炭需要が生じていた。また、帝国主義諸列強の東アジア進出に伴う軍事的緊張に対応して軍艦向け高級塊炭に対する需要も大きく、石炭市場を左右するほどの影響力を有していた。しかしながら、日露戦争後において、香港の石炭需要においては大きな構造変化が現れていた。香港や広東において工場用炭の需要が拡大して、相対的に軍艦需要は低下し、香港の石炭需要は船舶燃料炭と工場用炭を基本とするものとなった。

また、日本の石炭需給構造も大きな転換期を迎えていた。日露戦争

後、国内の工場用炭、鉄道用炭、および船舶燃料炭の需要は大幅に拡大し、石炭産業は国内向けの近代的エネルギー産業として内需産業化が始まり、石炭の海外輸出は停滞から減少に向かうこととなったのである。

三菱香港支店の石炭取引には基本的な特徴として、大口・長期・定期約定をあげることができるとして、約定は一年を上半期・下半期の二期に分け、期初前後に集中的に約定を締結したのである。このような約定方式は、多かれ少なかれ三菱の他の支店、売炭代理店で行われていたと考えられる。また、『通商彙纂』によれば、香港において日清戦争後には日本炭大手の間に「定期ノ約定」が定着しており、日露戦争後には先述したような約定方式が香港の大手石炭商の間で一般的に行われていたことが知られる。したがって、期初前後の約定期に大口・長期約定の獲得をめぐる大手石炭商の競争が激しくなっていたのである。

三菱香港支店は、以上のような香港市場のなかで、鯰田炭などの優良炭から佐与炭などの中等炭、形状では塊炭、粉炭、切込炭、二等切込炭、小塊炭に至るまで多くの品種を取り揃えることで、他の日本炭や中国炭、ホンゲール炭、東京炭、豪州炭などに対抗して販路の確保を図ったのである。

ところで、三菱香港支店は売炭に専念したため、他の海外支店と比較するとき、一九〇八年度を除けば大きな損失を計上することもなく、比較的安定した経営状態を維持していた。同支店は、あくまでも三菱の石炭販売部門として、保守的な経営姿勢をとっていたのである。

小論では、三菱香港支店の経営内容について検討を行ったのであるが、次に三菱合資の東アジア海外三支店を比較検討するという作業が残されることとなった。今後の課題として考えていきたい。

注

- (1) 三菱香港支店については、以下を参照されたい。田中完三編『立業貿易録』一九五八年／旗手勲『日本の財閥と三菱』楽游書房、一九七八年／三菱商事株式会社編『三菱商事社史』上巻、一九八六年／長沢康昭『三菱商事成立史の研究』日本経済評論社、一九九〇年。また、三菱に関連する文献については、三島康雄編『三菱財閥』一九八二年、巻末の「参考文献」に詳しい。
- (2) 三菱の国内、海外における支店の概略については、以下を参照願いたい。畠山秀樹「大阪における近代的銅精錬業の発展」(宇田正・畠山秀樹編『新しい大阪の歴史像を求めて』嵯峨野書院、一九九九年)／同「近代大阪における伝統的銅精錬業」(宇田正・畠山秀樹編『歴史都市圏大阪への新接近』嵯峨野書院、二〇〇一年)／同「三菱若松支店に関する覚書」(九州大学『経済学研究』第六九卷第三・四合併号、二〇〇三年)／同「創業期の三菱合資神戸支店」(『三菱史料館論集』第四号、二〇〇三年)／同「三菱合資会社設立後の筑豊炭販売」(『三菱史料館論集』第一〇号、二〇〇九年)／同「三菱合資会社門司支店の経営発展」(九州大学『エネルギー史研究』第二六号、二〇一一年)／同「三菱合資会社漢口店舗の事業展開」(『三菱史料館論集』第二二号、二〇一一年)／同「三菱合資会社上海支店の事業展開」(『追手門経済論集』第四七巻第一号、二〇一二年)。
- (3) 一九〇二年七月開設の三菱門司支店漢口出張所は、一九〇六年四月三菱合資会社漢口出張所となり、さらに一九一〇年十月三菱合資会社漢口支店となった。三菱合資会社漢口出張所は、一九〇六年四月一日(〇七年三月三一日の間、会計は門司支店所属とされ、〇七年四月一日会計独立。小論では、門司支店漢口出張所時代を除き、正式の名称とは別に、便宜上「三菱漢口支店」あるいは「漢口支店」と表記する。この点については、畠山秀樹「三菱会社漢口店舗の事業展開」(『三菱史料館論集』第二二号、二〇一一年)六一頁、参照。なお、三菱の名称・組織も変遷を重ねているが、小論に關係する時期では以下のようなものである。郵便汽船三菱会社(一八七四年七月(一八八六年三月)、三菱社(一八八六年三月(一八九三年十二月)、三菱合資会社(一八九三年十二月(一九三七年十二月、同社営業開始は一八九四年一月一日)、株式会社三菱社(一九三七年十二月(一九四三年二月)、株式会社三菱本社(一九三七年十二月(一九四六年九月)。小論では便宜上、「三菱」、「三菱合資」と表記している。
- (4) 三菱上海支店については、注(1)・(2)の文献、参照。
- (5) 前掲「三菱合資会社漢口店舗の事業展開」、および前掲「三菱合資会社上海支店の事業展開」、参照。
- (6) 海外店舗の主管者の在任期間については、前掲「三菱合資会社漢口店舗の事業展開」、および前掲「三菱合資会社上海支店の事業展開」、参照。
- (7) 東京大学出版会復刻版『三菱社誌』(二二〇)、一九八〇年、六四九頁。以下、『三菱社誌』は全て同復刻版を使用し、出版社、刊年を略し、復刻版巻・頁号で表記する。
- (8) 『三菱社誌』(二二一)、八七三頁。

(9)・(10) 前掲「三菱合資会社漢口店舗の事業展開」六六頁、および同頁、注(一八)、参照。

(11) 『三菱社誌』(二二)、八八二頁。

(12) 一九〇八年度香港支店「地所勘定明細表」(『支店勘定書』Ⅳ、四七頁)。

(13) 『支店勘定書』Ⅳ、四四頁。

(14)・(15)・(16)・(17)・(18)・(19)・(20) 『年報(香港)』一九〇七年度。

(21) 『三菱社誌』(二二)、一〇六六頁。なお、同頁には次のように記されている。

「香港支店従来Jardine 商会ヨリ賃借中ノ事務所借期満了セントスルヲ機トシ、同建物内二三室ヲ借入レ新事務所ニ移転ス、賃借期間向ニヶ年家賃壹百七拾五弗トス」

(22) 外務省編『通商彙纂』。同史料からの引用は、以下すべて不二出版復刻版を利用し、出版社、刊年を略す。巻号は復刻版のものを利用、頁は復刻版の通し頁で示す。

(23) 『通商彙纂』第一二八巻、二四四頁。

(24) 広東における石炭需要について、一九〇九年三月広東領事館報告「広東需要石炭商況」(『通商彙纂』第一三四巻)は一九〇七年頃約二〇万トン(四七二頁)、一九〇九年八月同「広東ニ於ケル石炭需要供給最近状況」(『通商彙纂』第一三九巻)は一九〇八年頃約二二・二三万トン(三九〇頁)と推定している。香港輸入炭合計は約一〇〇〜一二〇万トンであったから、広東積送炭は一〜二割程度と想定される。

(25) 『通商彙纂』第一二八巻、二四五頁。

(26) 同、第一〇五巻、一三三六頁。

(27) 同、第一四〇巻、四四三頁。

(28) 同、第三五巻、一二〜一三頁。

(29) 同、第一四〇巻、四四三頁。

(30)・(31) 同、第三五巻、一三頁。

(32) 中国は、辛亥革命以前は清国、以後は中華民国であるが、小論では便宜上「中国」と表記。

(33) 一九〇六年五月香港領事館報告「海外各地ニ於ケル石炭需要供給状況―香港」(『通商彙纂』第一〇五巻)。

(34) 一九〇八年二月香港領事館報告「海外各地ニ於ケル石炭需要供給状況―香港」(『通商彙纂』第一二八巻)。

(35) 一九〇九年九月香港領事館報告「香港ニ於ケル石炭ノ需要供給状況」(『通商彙纂』第一四〇巻)。

(36) 『通商彙纂』第一二八巻、二四四頁。

(37) 『記事月報(香港)』第二号、八七頁。

(38) 一九〇九年八月広東領事館報告「広東ニ於ケル石炭需要供給最近状況」(『通商彙纂』第一三九巻)。以下の数値は同報告による。

(39) 香港領事館報告「供給状況」は一九〇八年について、香港輸入高一〇三万トン、そのうち香港需要高約九三万トン(約九〇%)、広東輸送高約一〇万トン(約一〇%)と推定している。しかし、小論では地元である広東領事館報告の数値をより信頼できるものと考え、後者の数値を用いた。

(40)・(41) 同、三九一頁。

(42) 同、三九二頁。

(43) 同、三九〇頁。「広東状況」は、ホンゲー炭については「単二価額

ノ低廉ナル点ニ於テ各工場ニ於テ使用スルモノ(三九二頁)と記している。

- (44) 同、三九二頁。
- (45) 同、三九〇頁。
- (46) 『通商彙纂』、第一七八卷、六七頁。
- (47) 同、第一〇五卷、一三六―一三七頁。
- (48)・(49) 同、第二二八卷、二四六頁。
- (50) 同、第一四〇卷、四四四頁。
- (51) 撫順炭鉱、開平炭鉱については、高野江基太郎『増訂再版 日本炭礦誌』一九一一年、第三編、五一―一一頁、に詳しい。
- (52) この点については、前掲「三菱合資会社漢口店舗の事業展開」七三頁、および前掲「三菱合資会社上海支店の事業展開」五六―五八頁、参照。
- (53) 『通商彙纂』第一四三卷、一九頁。
- (54) この点については、前掲「三菱合資会社上海支店の事業展開」五四―五五頁、参照。
- (55) 『通商彙纂』第一四五卷、三二七―三二八頁。
- (56) 香港領事館報告「香港石炭市況」の多くの記事から、香港では三井、三菱を中心とする石炭商大手の売約は、長期・大口・定期渡しを基本としていた姿が浮かびあがってくる。そして、その約定時期は当該年前半が前年十一月、十二月、および当該年一月、そして後半が当該年五月、六月にほぼ集中していた。そのため、石炭商大手間の競争が激しくなっていた。三菱の売炭の基本方針は三井と同じであった。以下、『通商彙纂』より若干の事例を示しておく。

一九〇九年十月「地売り景気ハ漸次回復シ来リタルモ大口約定ハ本邦炭商間ニ激甚ナル競争起リタル為メ却ツテ余程安値ヲ以テ行ハレ居レリ」(第一四二卷、一三三頁)

一九〇九年十一月「来年度大口定期約定ノ注文ニ対スル石炭商間ノ競争ヲ除キ地売り品ハ相応ノ景気ヲ維持」(第一四二卷、三五四頁)
一九一〇年二、三月「大口約定続々成立シタリ」(第一四六卷、四四七頁)

一九一二年一月「旧正月前ノ市況トテ摺々シキ取引ナク又各社長期契約ノ時期ナルモ清国事変及為替相場激変ノ為未タ新規商談出来ス」(第一七三卷、一九八頁)

一九一二年二月「前月来各社長期契約更改ノ時期ナリシモ支那事変、為替相場等ノ関係ヨリ新規商談成立スルニ至ラサルコトハ前報所報ノ如クナル」(第一七四卷、三二〇頁)

(57) 『年報(香港)』一九〇七年度、八頁。

(58) 同、八―九頁。

(59) 同、一三頁。

(60) 同、八頁。

(61) 三菱の海外支店における新規事業「雜貨取引については、前掲「三菱合資会社漢口店舗の事業展開」、および前掲「三菱合資会社上海支店の事業展開」、参照。

(62) 『記事月報(香港)』第一号、八五―八六頁。

(63) 元扱店制度とは、三菱特有の販売制度のことである。特定の商品に関する販売権限を、特定の支店に集中する方式であった。例えば、石炭については、筑豊炭は門司支店、肥前炭は長崎支店がそれ

- ぞれの石炭元扱店とされ、他の店舗は扱店とされた。銅の元扱店は神戸支店であった。元扱店制度に関しては以下参照。畠山秀樹『近代日本の巨大鉱業経営』（多賀出版、二〇〇〇年）、二〇二～二〇三頁、二七四～二八四頁／前掲「三菱合資会社の筑豊炭販売」一六〇～一六五頁／前掲『三菱商事社史』上巻、八五～九四頁。
- (64) ・(65) 同、八六頁。
- (66) 前掲「三菱合資会社上海支店の事業展開」六三～六四頁、参照。
- (67) 『記事月報（香港）』第九号、五八頁。
- (68) 前掲「三菱合資会社上海支店の事業展開」五六頁、参照。
- (69) 『年報（香港）』一九〇七年度、八～九頁。
- (70) 同、九～一〇頁。
- (71) 同、一二～一三頁。
- (72) 同、一三頁。
- (73) 同、一四頁。
- (74) 同、一五頁。
- (75) 同、一一頁。
- (76) 新入炭 鯉田炭など、三菱炭の特徴と用途・販路については、前掲『近代日本の巨大鉱業経営』二〇三～二〇五頁、参照。
- (77) 同、一二頁。
- (78) 同、一五頁。
- (79) 畠山秀樹「三菱合資会社設立後の鯉田炭坑」（『三菱史料館論集』第九号、二〇〇八年）二〇四～二一〇頁、参照。
- (80) 『記事月報（香港）』第一号、六六～六七頁。
- (81) 同、第二号、九一頁。
- (82) 同、第三号、七六頁。
- (83) 同、第五号、七七頁。
- (84) ・(85) ・(86) 同、第七号、六九頁。
- (87) 三菱の大冶鉄鉱石運搬については、前掲「三菱合資会社門司支店の経営発展、および前掲「三菱合資会社漢口店舗の事業展開」、参照。
- (88) 『記事月報（香港）』第八号、六〇頁。
- (89) 同、第九号、六一頁。
- (90) 同、第一〇号、六三頁。
- (91) 『支店勘定書』Ⅳ、一九四頁。
- (92) 同、四七頁。
- (93) 同、四四頁。
- (94) 同、一九六頁。
- (95) 同、九四、一三五頁。
- (96) 前掲「三菱合資会社上海支店の事業展開」九六～九七頁、参照。
- (97) 三菱の二段階の損益決算過程については、畠山秀樹「三菱合資会社設立後の高島炭坑」（『三菱史料館論集』第七号、二〇〇六年）、二〇三～二〇六頁、参照。
- (98) 一九〇七年の下落については、前掲「三菱合資会社上海支店の事業展開」一〇三頁、参照。また、一九〇八年については『通商編纂』第一二四巻、二五〇～二五一頁、第一二五巻、九八頁、第一二八巻、三九九～四〇一頁、四九五～四九六頁、第一二九巻、五九～六二頁、参照。
- (99) 『支店勘定書』Ⅳ、四五頁。
- (100) 上海、漢口両支店の雑貨取引に関する損失問題については、前掲

「三菱合資会社漢口店舗の事業展開」、および前掲「三菱合資会社上海支店の事業展開」、参照。

〔付記〕小論作成にあたり、三菱資料館、三菱マテリアル株式会社、京都大学、九州大学、大阪大学、九州工業大学、愛媛大学など、多くの機関にお世話になった。

記して厚く御礼申し上げたい。